

# 総務文教常任委員会記録

平成28年12月7日

【開催日】 平成28年12月7日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後4時25分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総合政策部長	川地 諭	公営競技事務所長	上田 泰正
公営競技事務所 主任	中村 潤之介		
総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務 課長	岩本 良治
総務課主幹	石田 隆	総務課法制係長	野村 豪
人事課長	城戸 信之	人事課主幹	辻村 征宏
税務課長	藤山 雅之	税務課課長補佐兼 固定資産税係長	伊與木 登
税務課主査兼収 納係長	藤上 尚美	税務課主査兼市民 税係長	亀田 由紀枝
教育長	江澤 正思	教育部長	尾山 邦彦
教育総務課長	古谷 昌章	教育総務課主査	森重 豊浩
教育総務課学校 施設係長	池田 哲也		

社会教育課長	和 西 禎 行	社会教育課課長補 佐兼青少年係長	白 井 謙 治
社会教育課社会 教育係長	西 村 一 郎	社会教育課公民館 係主任主事	柿 並 健 吾
企画課行革推進 係長	佐 貫 政 彰		

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	主査兼議事係長	田 尾 忠 久
------	-------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第109号 平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)について(公営)
- 2 議案第111号 山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 3 議案第112号 山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 4 議案第113号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 5 議案第114号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 6 議案第115号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)

- 7 議案第116号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 8 議案第117号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 9 議案第118号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 10 議案第125号 山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について(社教)
- 11 議案第129号 土地の取得について(教総)
- 12 議案第130号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について(社教)
- 13 陳情要望について
- 14 閉会中の調査事項について

---

午前10時開会

---

河野朋子委員長 おはようございます。それではただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容1番、議案第109号平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算第3回について審査をいたします。それでは執行部の説明よろしく願いいたします。

上田公営競技事務所長 まず、今回の補正の主な内容は、勝車投票券発売収入等

の増額に伴う補正であります。4月から11月までの開催の売上状況を踏まえ、今後、12月のG Iスピード王決定戦から来年3月の特別G Iプレミアムカップまでの売上げも考慮した上での補正であります。それでは予算書の1ページを御覧ください。この補正について、第1条として、歳入歳出総額それぞれ3億9,196万円を追加し、歳入歳出それぞれ101億7,461万2,000円とするものであります。それでは、補正の内容についてですが、予算書の5ページ、6ページを御覧ください。補正の内容としては、まず歳入では、今後の開催での売上げを考慮して、1款競走事業収入1項事業収入2目勝車投票券発売収入1節勝車投票券発売収入3億5,262万8,000円を増額します。また、その下になりますが、1款競走事業収入2項事業外収入1目諸収入1節雑入で、場外発売事務協力収入3,933万2,000円を増額します。

次に、歳出ですが、予算書の7ページ、8ページを御覧ください。歳出では、1款競走事業費1項総務管理費1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、人事異動による人件費の調整と人事院勧告に基づく給与改定を反映したもので、233万4,000円を増額するものであります。内訳としましては、2節給料は73万2,000円の増で、人事異動によるものが72万1,000円の増、人事院勧告によるものが1万9,000円の増であります。3節職員手当等は149万8,000円の増額で、人事異動によるものが135万2,000円の増、人事院勧告によるものが14万6,000円の増であります。4節共済費は10万4,000円の増で、人事異動によるものが7万6,000円の増、人事院勧告によるものが2万8,000円の増額であります。次に9節旅費については、今後の年度末までの会議等の出張関係を踏まえ、不足を生じるため、44万9,000円増額しています。またその下のところになりますが、1款競走事業費2項事業費1目事業費の13節委託料で、電話投票の民間ポータル事業者に支払いをするインターネット投票業務委託料1,314万1,000円、オートレース宇部と今週の12月9日に開設する玉野競輪施行の岡山県サテライト笠岡でのオートレース笠岡に支払う場外発売運営委託料として8,095万3,000円、19節負担金、補助及び交付金で、小型自動車競走法に基づくJKA交付金740万4,000円、山陽本場開催のときに、他場への支払いとなる場外発売事務協力費4,594万4,000円を増額しています。3目勝車投票券払戻金については、予算書の9ページ、

10ページを御覧ください。22節補償、補填及び賠償金の勝車投票券払戻金2億4,402万7,000円増額し、3款予備費1目予備費で、229万2,000円を減額しております。

それでは、委員会資料に基づいて説明をします。B4の別添資料を御覧ください。大きく三つの囲みがあると思いますが、一番上の開催に係る収支、その下、開催以外に係る収支について、その下に11月に補正をいたしました重勝式に係る収支があります。今回の補正は、一番上の開催に係る収支の関係の補正であります。今回の補正の理由である①勝車投票券発売収入、いわゆる売上げの状況についてですが、平成26年度の約69億円の売上実績、平成27年度の約65億円の売上実績に比較して、今年度は、11月の普通開催まで、当初予算額の79億3,041万円を上回る売上げの状況となっています。これについては、普通開催の休日開催があること、それからオートレース船橋が試算以上の売上げ増になったこと、また本場でのイベントや他場の川口場などでの場外発売向上策を図った関係の実績と捉えております。また、サテライト場での発売箇所を増による共用場外の売上げも増加しています。特に、今週9日に開設する岡山県の玉野競輪が管理するサテライト場外の施設内で開設するオートレース笠岡の売上げも加わることとなります。山陽場が管理する2場目の共用場外となります。中国地方のサテライトの中では、最も売上実績の高い箇所であり、今後の売上増につながるように、各種イベントも図ってまいります。笠岡も含めて、全国で25箇所となり、まだ今後増え続ける状況であります。今後の開催の売上げにおいても、12月14日からのG I スピード王決定戦、1月の普通開催である寝太郎山猿杯、3月の休日3日の開催を含む特別G I プレミアムで、更に売上げの向上に努めていきます。今回の補正は、12月のG I、そして年度内で最大の開催になる3月の特別G I までの、売上増に伴う支出の枠の確保等を踏まえての補正になります。この資料ですが、予算書で説明したとおり、①で歳入の勝車投票券発売収入83億8,303万8,000円となり、また場外事務協力費も、3億5,439万6,000円になります。それに係る歳出として右側の②の義務的経費で、勝車投票券払戻金は、58億375万2,000円、JKA 交付金は1億7,948万9,000円となり、その下③の開催経費も、事務協力費は6億2,681万9,000円、その他の経費増を含んで、開催経費全体も20億6,

120万4,000円となり、補正予算後の歳入から歳出を引いた開催に係る収支は、約8,577万円となっていますが、実際の本場の売上げの実績により、また年度末の包括的民間委託料の精算による実績の額となりますので、御理解をお願いいたします。また、その下の開催以外に係る収支においても、年度末において地域公益事業分を除く財政調整基金からの4,000万円の繰入れ、それから施設改善基金からのリース料分の3,836万円の繰入れは、行わない予定であります。したがって、一番下の欄の3段目、三つの累積債務の解消額も、その実績に伴う額となります。ただし、重勝式の収益は除いたとしても、この三つの累積債務の解消額は、これまでの約1,000万円の解消ではなく、それ以上の解消額となると考えております。以上です。

河野朋子委員長 はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑を受けます。

大井淳一郎委員 今回の補正は売上げが増ということを見込んでの補正ということなんですが、結局これはどちらかというと場外の売上げが伸びたということで、本場の売上げは実際はどうなんですか。本場での売上げというのは。

上田公営競技事務所長 本会議の質問でもお答えしましたが、やはり他場の売上げの伸びとか、それから電投伸び、それから民間ポータル伸び、それからサテライト場の伸びもありますが、本場についてもやはり普通開催でこれまでの状況と違って、今年度は土日祝の休日が七日あるということも踏まえまして、去年46日で6億7,000万円程度の本場開催の売上げがあったのが、今年度11月の開催それから今後の売上げ等を考慮しますと、約8億台、8億2,000万円の売上げ増もあるということで、これには宇部とも含めてあれですが、そういったところを除いても7億5,000万程度の売上げになっておりますので、やはりそうした休日開催があるということ、それからいろいろな各種イベントをやってきた中でいろいろな積上げの中で効果が表れているというふうには私ども捉えております。

大井淳一郎委員 売上げだけ見ると伸びているということなんですけれども、一人当た

りお金を突っ込んでいるということもありますので、この点も質問するのですが実際の入場者数というのは昨年に比べてどうなっているのでしょうか。

上田公営競技事務所長 入場者数の状況については、平成27年度の本場の入場者数は1日平均で約1,464人という実績でしたが、今年度の11月までの1日平均は約1,426人ということで前年度の約97%で、ほぼ維持している状況ではありますが、平成27年度の実績は全部特別G1を含めての平均ですが、今後14日から始まりますG1スピード王決定戦、それから来年1月の開催、それから3月の特別G1、これは休日三日を含む最も売上げもそれから入場者も確保できますので、そうしたところで去年の平均よりはクリアできるのではないかというような状況にはなっております。

大井淳一郎委員 今の御答弁を聞きますと、恐らく売上げは去年よりは大幅伸びてくるだろう。当初予算より大幅増えていますよね。ただ、肝心の本場の入場者数というのは、現在のところは同推移で、これから大きなレースがあるので若干は増えるであろうけれども、今からのお客さんの動向とすれば本場に直接行くよりはどちらかというと場外で買ったり、民間ポータルを利用すると。そういった傾向がどうも見受けられるように思います。先日行きましたオートレース宇部も行きましてかなり活気がありまして、要はその宇部のお客さん、今まではファンバスとかで行っていたお客さんがもうそこで買うということが、中には本場に行かれる方もいらっしゃるでしょうけど、そういった傾向にあるということを私は思うんですが、そちらはどのように分析されているのでしょうか。

上田公営競技事務所長 もちろん今後売上げを伸ばしていくにはサテライト場の増加、それから電話投票の部分での電話投票も民間ポータル、それからオフィシャルの分もあります。オフィシャルの分も去年に比べて伸びております。そういったところもあって、もちろん売上げを伸ばすためにはそういったところも大事なのですが、やっぱり本場開催の売上げというのも非常に重視しておりまして、やっぱり競艇、それから競輪と違いまして、これは業界の中でも意識をしておるのですが、やはり本場に来る同じ公営競技と比べて本場に来る魅力のある要素がオ



オートレースには多いのでそういう部分を生かして本場開催については本場の入場者を増やすと同時に本場の売上げも伸ばすことが重要だと考えております。今までもいろいろな特に土日とか入場者数を確保できる日にはいろいろな野菜市とかいろいろな選手を扱ったイベントとか、いろいろ地元の企業と連携したいろいろな開催の中でいろいろなイベント、これまでとは違う工夫したイベントを日写も考えておまして、私たち公営競技事務所も一緒に協議する中で、そういったところはやっていきたいと思っておりますので、その辺常にこの売上状況、入場者の状況は意識しながらそういったところの対策は講じていきたいと。これは山陽場だけのことではなくて、全場同じような状況であります。JKAそれから経済産業省も含めて今こうした本場開催での売上げについては非常に重要視しております。普段レース場を使わないときのイベントでも、どうしたらオートレースに興味を持ってもらえるか、オートレース場に足を運んでももらえるかということを考えていくような対策というのを、これまでもやってきておりますけど更に深めて業界内でやっていきたいというふうには協議をしているところでございます。

河野朋子委員長 ちょっと、論点を明確にしてもらって。

大井淳一朗委員 そうですね。本場を活性化させることで、本場の売上げを上げていくことはもちろん私も望んでいることではあります。私が言いたいのは、お客さんの動向というのは今後、本場も大切だけれども民間ポータル、あるいは場外を使う方のほうがだんだん多くなっていくというイメージを持っております。そうしたお客さんの動向を考えるのならば、しょっちゅう言っていますけども駐車場のキャパシティの問題も身の丈にあったものにしていかなくてはいけないということで前からずっと言っております。この駐車場の件につきましては、オートレースの事務局でやってくれという問題ではないと思います。やはり市全体で考えるべきものであり、今、川地部長がいらっしゃいますけども管財のほうで、管財だけではないでしょうけど、市全体でこの分に要は第2駐車場、第5駐車場の問題について取り組んでいくべきだと思うんですよね。オートレース事務局でやれという意味ではなくてね。そういったことについてはどのような認識でしょうか。駐車場の問題ですね。今後どうなったか、あれからどうなったかということも含めてです

ね。

川地総合政策部長 駐車場の問題なんですけども、管財は普通財産を取り扱う課なので、行政目的を持った土地に関しましては当然その担当課のほうにお任せをいたしておりますので、ちょっと管財のほうで全体的にということとはちょっと私はそのような考えは持っておりませんで、やはりその公営競技場としての今後の駐車場の活用の仕方、これを中心に考えていきたいなというふうには考えております。

大井淳一郎委員 そういった普通財産とかの特殊な事情は分からないことはないのですが、私が言いたいのはオートレースの事業所の人数が限られている中、駐車場の土地の問題もやってくれじゃあちょっと負担が大きいと思うんですよね。この問題は市全体で考えるべきだということで市長も中心に積極的に取り組むべきだと思うんですが、そのような体制作りということについてはどのようにお考えでしょうか。

川地総合政策部長 市全体でというよりも、当然公営競技事務所は総合政策部にありますので総合政策部を含めた中での検討をしていきたいなというふうには考えております。

河野朋子委員長 これは結局、今のオートレースの運営の中であの駐車場が本当に必要なかどうかという検証がきちんに行われていないのではないかという指摘を再三してきたわけですね。議会としても。というか市民からもかなり強いそういった意見も出て、それを受けて委員会としても再三、今の本場開催の集客の数と駐車場の数が本当にそこまで必要なかということをきちんと検証した上で、もし必要でないならばそういったことをきちんと判断した上で、市全体としてその財産についての処理なりそういったことに、今言われるように管財課などで対応すべきではないかというところまで見越してずっと言ってきているんですけど、担当課としてはと言うか、オートの側としてはその駐車場は今本場開催に十分必要なだけのものであるというふうに判断しているというふうに理解していいわけ

ですか。その辺の検証は今どうなっているのかということですよ。そこはどうですか。

上田公営競技事務所長 駐車場のほうについては、特に今の状況としましては、やはりこれまでも説明しておりますが、日曜日、土曜日の入場者数でやはり2,000人を超える状況になりますと、やはり上の、エスカレーターの下駐車場が一杯になるということで、今の駅より東側の駐車場のほうが、また止める要素も出てきております。今後12月のスピード王、それから3月の特別G I プレミアカップでは特にそうしたところの駐車場の必要性は出てくるかと思えます。ただ、これまでの状況と違うのでその辺は検討してはまいります。一方、まちづくりの関係でいろいろ自転車関連のイベントも行ってあります。参加者もどんどん増えてきている状態で下の駐車場にも止めるような状況も増えつつあります。先ほど川地部長も言いましたとおり、この駐車場の扱い方というのも必要性が出てきておると自分では捉えておりますが、一方でそうした委員さんからの指摘もございますのでその辺は特に本場開催の土日、それから年末のスーパースターの場外発売、そういったときの駐車場の状況というのは特に見てはいきたいと考えております。

大井淳一郎委員 何で駐車場を言うかということ、この補正を見ると増えているけど結局これは場外関係であると。本場ではない。じゃなぜかというところが入っているので、その点御了承ください。駐車場を今、上田所長のほうから言われましたけれども、結局駐車場をイベントで使うときに必要なのかもしれませんが、やり方とすれば本当に必要であれば、究極的に本当に必要であれば第2、第5駐車場を買い取る。それぐらいをもうしなくてはいけないと思うし、そうでなくてもお返しをしてそういった大きなレースとか本当に車が要るときは臨時駐車場として借りると。借料はどうするかは置いておいて。あるいは第2、第5、両方とも借料を払うのではなくて、第2だけ払って第5はもうお返しするとか、いろいろとやり方はあると思うんですよ。その辺を含めて検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

河野朋子委員長 はい、どうですか。その検討については。

上田公営競技事務所長 借地のそういった課題というのは私たちも課題として考えると  
こはあります。ただ、今そういったところも重要ですが、今、いろいろな事業、この  
オートレース事業を前に進めていくための部分で今、この少ない体制ではござ  
います。今の体制で一生懸命に前に進んでいるという状況もあります。そうい  
ったところも踏まえて、やっぱりそういったところは、一生懸命協議はしていきま  
すけど、あくまでも相手が地権者でおられるということも踏まえまして、その辺は  
ちょっと慎重に、私たちも検討する中でいろいろな手法も考えております。そう  
いったところは今後の課題として考えていきます。

河崎平男委員 実は先ほど駐車場の件いろいろ問題になったのですが、地権者との  
協議の中にはもう入っておるのですか。

上田公営競技事務所長 いろいろな交渉と言いますか、契約の中で話はしていきます  
けど、具体的に今の処理についての話というのはまだしてはおりません。

河野朋子委員長 その前の段階で、その前の段階をはっきりしてほしいと今言っている  
わけで、協議がどうこうじゃないですよ。ちょっと確認ですけど、その前の段階  
であって今問題にしているのは。オートレースにとってあの駐車場が必要かどうか  
とか、どうなのかという検証をした上で、きちんと市の方針を出したうえで協議  
とか具体的なことに入るので、その検証と判断についてなるべく早いうちにすべ  
きじゃないかということを再三言っているんですけども、それについて検討してく  
ださいということに対しては、分かりましたというふうに今受け止めていいんです  
よね。検討しないというわけじゃないですよ。この件について。

上田公営競技事務所長 私たちもこのオートレース事業を進めるに当たっては真摯に  
構えて仕事をしております。だからこの駐車場についても課題については常に  
協議を行っております。同時にこれだけではなくて、前に進んでいかなければなら  
ない、売上増を伸ばして、それがこうした借地に対しての対策にもつながって

くると思っておりますので、そうしたことも踏まえながら同時に考えていきたいと考えております。

河野朋子委員長 お願いします。

川地総合政策部長 要はこの利活用策ですね。これについては山陽オートレース場のみでなくて、やはりその5場、それから国も含めて現在どういうやり方がいいのかというのを一生懸命検討中でございます。ですから決してうちのほうでそういったことをまだ検討していないということではございません。ただやはり国との関連もありますし、5場との関連もありますのでそういった中で一生懸命その辺について今、模索をしているという状況でございます。その辺についてはお伝えをしておきます。

大井淳一郎委員 済みませんね。せっかく御答弁をいただいたんですけども、上田所長というか、オートレース競走事業所はちゃんとその売上増に向けて一生懸命やっているし、それはやられているのは分かります。ただ、この問題というのはその売上増に結び付けるとかということとは別に、どう利活用していくかも含めてこれこそ事業所だけではなくて、先ほど川地部長が言われたように総合政策部も含めて考えていかなくてはいけないんですよ。何が言いたいかという、事業所の限られた人数だけでこの問題も片付けてくれと言うのは、それは負担が重いということなんですよ。だからプロジェクトチームじゃないけど、事業所が中心でいいんですよ。いいけれども全体で取り組んでほしいという意味で重々言っているんです。その辺の検討状況はいかがなんでしょうか。ちゃんと集まってやっているんですか。川地部長、答えていただけますか。ちゃんとやっているんですよ。みんな集まって。事業所だけでやってくれじゃあ、ちょっとそれは無理でしょ。

上田公営競技事務所長 これまでも今年だけじゃなくて、二年前、三年前からいろいろなこの借地については関係課と意見を交わしたことはございますが、今後はそういった関係も踏まえて連携できるような努力はしていきたいというふうには考えております。

川地総合政策部長 利活用策につきましては、全体の利活用策ですね。売上向上策ではなくて。それはまちづくりの観点から関係の職員を集めまして実際、協議していますし、また総合政策部等、私も含めてそういった関係につきましては一緒に入って協議をいたしております。その辺だけは御理解いただきたいと思えます。

河野朋子委員長 この件については再三委員会からもそういう意見が出たということを重ねて受け止めていただいて取り組んでいただくということでいいですかね。では補正予算の内容について何か。

河崎平男委員 売上増につながって、関係団体の効果というのはどのようにお考えですか。

河野朋子委員長 関係団体というのは。

河崎平男委員 中に入られた業者とか中村自治会とか、いろんな面でいらっしゃいますが、売上増につながったということになると、何かその辺で、どういうふうなお考えをお持ちですかということをちょっと聞いて。

河野朋子委員長 売上げが上がった場合は、それらへの対応が変わるのかということですか。そういうことですよ。何か答弁できますか。

上田公営競技事務所長 売上増に伴うといいますか、直接売上げに関わったから、その関係団体にということではないんですが、売上増ということは、それだけ山陽オートレース場の今後に向けて活性化するというところでございますし、特に入場者増も踏まえて、売上増イコール本場の、去年と比べて1日当たりも売上増は伸びているところもございますので、そうしたところを更に進めて、入場者を増やして、関係団体の雇用のところも維持できるし、食堂のほうについても入場者を増やすことにおいて、一緒に連携して、そうした食堂関係の収益も上がるように、

定期的にいろんな協議もしながらやっているところがございますので、こうした売上増を増やすことによって、そうした関係を更に強めていきたいという連携はしていきたいというふうに考えております。

笹木慶之委員 売上げが伸びた、伸びるということの想定の中での事業展開というのは大変好ましいことだと思うんですが、先ほど来からありますように、自場における発売力と、それから、いわゆるサテライト等を始めとした、他の場所における発売。これは双方知恵を絞って努力していかなくてはならないということだろうと思います。それで、まず外のほうからいきますが、サテライト笠岡の件が出ましたが、私も思うんですが、ここは大変期待のできる場所だと思うんですが、次にどこかお考えでしょうか。具体的に事例が言えなければ仕方ありませんが、山陰のほう辺りも結構そういう場所もあるかと思いますが、いかがでしょうかね。

上田公営競技事務所長 今回サテライト笠岡については、実は今年の2月ぐらいから、それまではやはりどこの場も設置者のほうから売りたいんだというような協議の中から実現したところがあるんですが、このサテライト笠岡については、逆に施行者、こちらの公営競技事務所のほうから玉野競輪、ほかにもいろんな競輪場があるんですが、いろんな情報を得る中で、玉野競輪のほうにセールスに行って、その中で、そこのサテライトである笠岡が非常に前向きなところがあつたので、交渉の結果、こういうふうな実現になったところなんです。今後は設置者からの話も今後あるかと思いますが、それ以外にも、こちらのほうからも動いて、一応、今、多少動き始めているというか、話をしているところもございます。こちらの地方としては中国地方、四国もございますが、同じ中国地方のほうで、今、話を進めつつあるところがございますので、そうしたところは今後は考えていきたいと思っております。なかなか公表しづらいところもあるんですが、ほかのレース場もいろいろと前向きに交渉して進んでおります。うちがこのサテライト笠岡とか売ることによって、うちの山陽場だけではなくて、全場の売上げのほうにもつながることになりますので、こうしたところは、各場合めて、業界含めて、連携しながら新しい発売機会の拡充について努力していきたいというふうに考えております。

笹木慶之委員 私が言いたいのは、相手方を待っているのではなしに、やはり自分たちから働き掛けていって、販路を開発するといえますか、それを是非やってほしいと思います。ただ、管轄エリアがありますから九州にはなかなか入れないだろうと思う。それから京都以東というか、向こうは浜名の関係があるからできない。そうすると中国、四国の辺りは山陽がシフトできる範囲にあると思うので、その辺りを積極的に写真判定と一緒にになってと思いますけど、交渉をしながら、せっかくJKAのサテライトがあるわけですから、これをやっぱり有効的に使う手法を取ってもらいたいということを申し上げておきます。それから自場のことを申し上げますが、以前私が早朝開催。それから有料席の熱烈なファンの年間契約者の対応。それから、これは施行者だけではないかと思いますが、女性レーサーの配置。いろいろファンにとって、もてなしの部分と、それから興味をそそる部分、その辺りの作戦が、戦略が必要ではないかと思いますが、その後の対応、進展していればお聞かせください。

河野朋子委員長 9月議会でもありましたけれど、その後の進展があればお願いします。

上田公営競技事務所長 モーニング開催の件でございますけれども、これについては同じ経済産業省の部分で競輪の部分では、先行的にやっている場がございます。競輪の場合は、モーニング開催、ターゲットは電話投票のほうなんですけど、会員数がオートに比べて3倍ぐらいあるんですかね。そういったこともあってモーニング開催する有効性というのが競輪の場合はあるんですけど、私たち、日写のほうもいろんな案を考えながら、検討をしておりますが、JKAの分析によると少しモーニング開催というのは、オートではちょっと有益とは言えないのではないかと意見もございます。その辺は今、慎重に協議はしているところではございます。そうは言ってもいろんな手法がございますので、例えばモーニング開催をしながら、普通開催すると重なるレースが多いんですけど、モーニング開催を行った後、ナイターと併売するというのであれば、重なる分は少なくなりますので、そうした方法がないかとかというのも協議しているところでございます。それから有料席の対応、年間よく利用されているお客さんへの対応。こうしたところはこれまで



余り有料席に対するファンサービスは少なかったんですが、最近は特にこうした委員さんからの意見も言っているところもございまして、有料席に入らないと参加できないイベントとか、それから特に高額で買われるお客さんをターゲットにしたいろんなイベントというのも考えつつあります。今後もこうした委員さんからの指摘を日写のほうの現場であるところ、特に広報担当と協議しながらドンドンいろんなところは仕掛けていきたいというふうには考えております。それから女性レーサー。今33期が訓練しております。これについては訓練するところの部でございます、JKAの関連する部のほうに文書でもって要望しております。ただ、女子選手についてはいろいろ、まだ要請している関係がございまして、なかなか、まだはっきり言って結論が出ていない。これまでの配属の仕方、その辺はいろいろ聞いてみると、私も女性レーサーの配属については、いろいろ協議した経緯がございまして、やはり選手自体の養成所での状況、どこまでやっていけるか、それから本人の性格等も踏まえて、やっぱりいろんな要素を踏まえて判断していくということがございまして、私たちの山陽からの要望はいろいろまちづくりの関係でも女性レーサーというのがおると違うということを踏まえて、強く要望しておりますので、この辺は状況を見つつ、またJKAと交渉してまいりたいというふうには考えております。

笹木慶之委員 もう1点お尋ねします。今女性レーサーの件は、一つ積極的に、いろんな要素があろうと思います。出身地の問題であるとか、選手の能力の問題、いろいろあろうかと思いますが、配属できる施設はあるようでございますので、施設面では問題がないということから、まちづくりの一環として捉えて、対応してもらいたいと思います。もう一つは電話投票の件なんですが、電話投票の開設が大変厄介で難しいという話があります。その話は御存じでしょうかね。というのは、なかなか電話投票をできる口座の開設をしようとしたときに、手続きが厄介で時間が掛かるし、途中で諦めたというのを随分聞きます。以前は、山口銀行さんでやっておった時代があるんですが、大変簡単にできた時代があるんですね。今は随分厄介のようですね。これはどのように思っておられますか。改善の方法を考えられませんか。

上田公営競技事務所長 電話投票をする場合の会員登録ですが、やはり本人を確認しなければならないという部分がございますし、そういった手続は確かに、特に最初は大変だと思うんですよね。今はいろんなネット投票なんか見ても、その後のやり方については、できるだけ画面の中ですぐ処理できるような方法があるので、1回登録してしまえば簡単に投票できるシステムになっていると思うんですけど、こうしたところの登録についてのところは一方でちゃんと確認しなければならないというのがございますので、そういった辺りは民間ポータルとオフィシャルの電話投票のそういった手続についての比較というのは、まだちょっと私たちは捉えておりませんが、実際にその分を運用している、特にJKAのほうと、その辺はよく確認をして、そういったところは改善できるかというのは申し上げて、要望していきたいというふうに思います。

笹木慶之委員 最後申し上げますが、インターネットのほうではなしに、電話投票のほうですね。年配の方は電話投票でしか無理みたいなんですよ。電話投票の口座の開設が結構手間が掛かって厄介で、途中でやめたというふうなことがあるので、それをみやすくすれば、また違った売上げ増加につながるのではないかという意見を聞いておりますので、もう少し検討してもらいたいということを要望しておきます。

岡山明委員 一般の方々から山陽オート大丈夫かと、今回もお話があった売上げが11月の時点で79億を超えて、来年の3月に向けては4億近い増収があると、そういう状況の中で今もらった資料の中で、三つの債務、これが2億あります。単年度の収支で3,600万と、3,600万は一つ上に行くと、今回はリース代が、今までは7,600万ですね。これが半額になっていますね。今まではですね、たしか。

上田公営競技事務所長 リース料の返済につきましては、今年度、それから29年度は交付金の返済があるという形で、返済の額、それまでの額の半分にしております。半分にしたということは1年延長しておりますので、支払額は変わっておりませんが、そうした処置でお願いしてこの額になってきております。

岡山明委員 そうした形で3,800万になっていると、今回単年度でいくと3,600万と。

実質こう見たときに、単年度の収支3,600万という形出ましたので、形としては返していないと、実際問題返していないと、本来のリース代を戻すような7,600万であれば、半分になっているという形で見られると、最終的には数字合わせなんですけど、私が言いたいのは、一番肝心要の包括民間委託、日本写真判定さんの、ほぼ6億5,000万なんですけど、これは必ず保証してほしいと、そういう考えがあつて、こういう話をさせてもらっているんですよ。この、もしトーターと同じように山陽オートから撤退するという形になると、一番肝心なのは市民が一番不安を感じると思うんですよ。そういう意味で写真判定の6億5,000万、前回は決算を見たら5億2,000万しかないですね。そういう状況で契約上の6億5,000万をキープする形が今後できるのか。当然、今リース代も半分にして、1年延期。なおかつ1億3,000万のJKAの返済、これに関してはあと2年ですかね。2年後には出てくる、解消すると、そういう形で返済が進むという状況なんでしょけど、その辺が写真判定側のほうの、実際に守れる形を私は欲しいと、その辺はいかがですか。

河野朋子委員長 今回の補正予算に出された内容によりますと、日本写真判定に対する民間委託料が6億5,000万円になるというような、今回出されておりますが、岡山委員が言われるのはこれが本当今後もきちんとできるのかということについての質問でいいですかね。そういうことですか。

上田公営競技事務所長 あくまでもこれは当初予算に対しての補正予算ということで、この6億5,000万っていうのは今現在でこの数字を変えるということではなくて、精算の中でまた考えていきます。これについてはこれまで初年度が約6億2,000万で、去年はちょっと5億を切るような状態ではございましたが、そういう状況には、特に去年の状況にはならないっていうふうには判断しておりまして、この辺はもう日本写真判定のほうも理解しておるところではございますが、あくまでもここは当初予算に対して補正予算をしたということで、今後精算する中で調整を図っていきます。その辺は去年の状況とは違って売上げはある程度確保でき

ている状況の中での精算になりますので、先ほど言いましたとおり、私たちどもの累積債務の解消額もこれまでの約1,000万円という状況ではない、それ以上のところは確保できるというところは、日写に対する委託料もこれまでとは違う委託料は確保できるものと考えております。先ほどちょっとリース料の半分をしたってということによりますが、これはあくまでも開催以外に係る収支の関係でございますので、直接このリース料を半分にしたからと言って、もちろん累積赤字とか表面に出てくる数字は抑えることができますし、あれですが、包括的民間委託料に直接そのことで影響するということはありませんので、そのところは理解をお願いします。

河野朋子委員長 ほかに。よろしいですか。

中島好人副委員長 本場ですね、活性化に向けて、この間パラリンピックの選手を招いての練習からほかにもイベントが含まれているんですが、ちょっとその辺の状況について御報告していただければというふうに思います。

上田公営競技事務所長 パラサイクリングについては、去年、平成27年度にやって、それから今年、平成28年度6月にリオのパラリンピックの前の直前合宿ということで是非パラサイクリング連盟のほうからやりたいということでオリンピックに参加する全選手が来ました。その練習の成果があったということで連盟のほうから報告があったんですが、リオのパラリンピックで銀メダルを実際に取られた選手、藤田征樹選手、それからタンDEMでも走る鹿沼由理恵選手、それから競輪の選手ですけど、前で誘導して走りよった田中まい選手、その方2種目の3人の選手が銀メダルを取ったということで、今回11月にまた報告も兼ねた合宿ということで行いました。これについてはレース場での報告会もしましたし、その報告会では藤田選手しか来られなかったんですけど、11月23日にはその藤田選手のメダル報告会をレース場でやった後、ショッピングセンターのサンパークのほうでもやったという状況でございます。11月26日には一般の自転車の愛好家も踏まえた、子供たちも踏まえた中で交流を深めるイベントということで実際にパラサイクリングがどのようにその選手たちがアスリートとしてすごいのかってということ

を実感してもらいイベントもやったところでございます。今後でもありますね、パラサイクリング連盟としては是非ともまだずっとこういった合宿は年に何回か続けていきたいと、今後は東京オリンピックに向けていろいろ準備をしているところでございますので、そうしたところは私たちが協力していきたいと思っておりますし、今年4月からできた文化・スポーツ振興部が中心となって、この事業については前向きに考えておりますので、そういったところは私どもも連携してやっていきたいというふうに思っております。

河野朋子委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。なければ打ち切ります。（「委員長」と呼ぶ者あり）質疑ですか。

中島好人副委員長 いや、重勝式のね、関係で1点だけ年齢確認のところ聞きたいんですけど、採決した後でもいいんですけども、ちょっと1点だけお聞きしたい点があるんですけど、委員長いいですか。採決の後にしますか。

河野朋子委員長 じゃあ今どうぞ。質疑をお願いします。

中島好人副委員長 一つだけですけども、年齢確認の件なんですけども、非常に重要な点なんで、これについては現金ではなくてですね、クレジットでやると一定の厳しい枠が決められるんで、その辺のところの状況ですね、そういう年齢の子供たちが参加できないような仕組みとかね、その辺で何か検討はされているかどうか、その点がちょっと気になるんで、あえてお願いしたいなと思うんですけど。

河野朋子委員長 直接今回の補正予算とは関係ないんですけど、年齢確認のところ何かそういったあれがありますか。

上田公営競技事務所長 登録する、当然今、重勝式については、未成年は会員登録できないところがございます。これはもう大前提になっておりまして、そういったところは今、ほかの民間ポータル、それから電話投票も一緒だと思うんですけど、こ

の辺はJKAとも確認はしておりますが、今の時点として最大できる部分でいろんな免許証等の確認とかございます。そうした部分でちゃんとその辺をできるように制度がやっておきますが、そういったところの課題についてはですね、できるところできないところございますが、今できるところはちゃんと確認してやっていきたいというふうには思っております。

中島好人副委員長 クレジット方式のほうも一つ検討していただければというふうに要望しておきたいというふうに思います。以上です。

河野朋子委員長 クレジット方式っていうのは。(発言する者あり)その口座を作る時点での、あれでしょ。

上田公営競技事務所長 誤解があるようですが、あくまでも現金のやり取りっていうよりも、口座から当たるんですという日写のほうが管理する口座に現金を移していくので、あくまでも口座から口座、そして払戻金はまた本人の口座に返ってくるというふうになります。

河野朋子委員長 その口座を作るときの本人確認とかそういったところのチェックをっていうような意見がかなり出ているので、それを検討、精査してくださいっていうようなことですが、その辺でいいですか。はい。では質疑は打ち切りまして、討論に移りますが、討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それではここでちょっと5分ほど休憩いたします。

---

午前10時55分休憩

---

---

午後11時再開

---

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。審査内容2番の議案第111号山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について、審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

岩本総務部次長兼総務課長 それでは山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。これは、住民投票の投票日について、他の選挙と同時に実施できないようにするため所要の改正を行うものです。住民投票は、市政運営上の重要事項のうち市及び市民全体に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認められるものについて、行われるものであり、その結果を尊重すべきものでありますが、投票率が低い場合は市民の意見を十分に反映していないおそれがありますので、成立要件を2分の1以上の投票率としているところです。しかしながら、他の選挙と同時に行った場合、他の選挙の影響を受け、投票率が変動し、また住民投票自体の争点がずれてしまうという懸念があります。他の選挙と同時実施した場合は、費用面で大きなメリットがございますが、住民投票条例の本来の趣旨に立ち返りますと、他の影響を排除して単体で行われるべきものであるとの考えの下に、このたび一部改正を行うものでございます。簡単ではございますが、以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

中島好人副委員長 このことはですね、僕は数年前に議会の中で、そのことは要望した件なんですよね。もう数年、三年か四年前にね、それで同じ内容を議会が提案した内容をですね、市長が再議という形の中で、3分の2の必要でこれがひっくり返った件なんですよね。ということはですね、そうした状況に対して市長がきちんとこの委員会に出席してですね、市長の言葉で説明をお願いしたいと、市長の出席を私は求めます。

河野朋子委員長 今、副委員長からそのような意見がありました。委員の皆さんはい

かがですか。どうぞ、意見があれば。

河崎平男委員 なぜこの時期に出されたんですか。経緯ってどうか。(発言する者あり)

河野朋子委員長 ちょっと待ってくださいね。質疑に入る前にこれまでの経緯として、副委員長から3年半、4年弱前ですか、そういったこの条例についての改正の議論があった際に、市長が再議を行われ、そのときの再議の理由とその辺を考え合わせたときに、なぜここでこの条例を改正されるのかをきちんと市長の口から説明を願いたいという趣旨でいいですかね。今、「はい、市長の出席を求めます」と呼ぶ者あり」という意見が出されたので、それに対して委員の意見があればということで今、具体的な質疑についてはちょっと今まだ入っておりませんので、その辺理解していただいて、その市長の出席を求めたいということに対して委員の皆さん、異議がなければそのようにしたいと思いますがどうですか。よろしいですか。じゃあ委員の皆さんもその意見に異議がないということで、そのように委員会として市長からこの件については説明を望みたいと思いますので、そのように取り計らいお願いいたします。ちょっとしばらく休憩いたします。

---

午前11時5分休憩

---

---

午前11時12分再開

---

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。市長に出席要請いたしましたが、どのようになったでしょうか。

今本総務部長 市長のほうに報告をいたしましたけども、要請をいたしましたけども、前回本会議の中で質問があったときに私もお答えしておりますが、それ以上の回答はないということでございます。内容につきましては、1回の同日実施した選挙においてその経験を踏まえて、単独で実施したほうが住民の意思がより反映できるというふうに判断をしたということでございます。それ以上のものはないということでございます。以上です。



河野朋子委員長 今、副委員長の要請によって、委員会としても出席を求めましたが、今そういった説明を受けたところですが、副委員長どうですか。

中島好人副委員長 市長は今、現に市長室におられての今の回答なのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

今本総務部長 在席はいたしております。

中島好人副委員長 本人がいながらこの総務の委員会に出席をしないということですが、前回の再議にまでかけてですね、議会のこの要望をひっくり返した、市長の権限でそれが進められたわけなんですよね。その辺の市長の責任の中で、そのことを進めて、今回はそれとは議会のほうが最初ね、可決した方向での全く同じような内容ですね、提案される、この件について本当ね、自らが来てこうということだということは、当然しかるべき話だと、道理だと、人間としての道理だと私は思うんで、再度そうした観点ですね、市長の出席を求めたいと思いますけどもその辺は求める気あるかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

今本総務部長 今、要請に行ったところでございますが、市長の返答については今、私が申し上げたとおりだということで変更はないと思います。

中島好人副委員長 非常に残念であるということをお願いしたいというふうに思います。

河野朋子委員長 この件につきましては、条例の改正を今回初めて出されたというわけではなくて、副委員長も指摘されましたように4年近く前に議会の中でもかなり議論になってそのときに再議という方法で、結果そういうふうになったわけで、それをやはりきちんと検証してどのように受け止めたということをして市長自らの言葉できちんと説明をいただきたいというふうに思って、委員会としても要請をしたわ

けですが、今、総務部長からそういった回答をいただき、委員会としても大変残念だなというふうには思っておりますが、引き続き議事を進めていくことといたしますので、よろしくお願いいたします。それでは質疑のほうに移らせていただいでよろしいでしょうか。説明を受けましたので。質疑。（「質疑というか、説明資料の」と呼ぶ者あり）資料の説明について、よろしいですか。先ほど議案説明をいただきましたが、資料の説明を併せてお願いいたします。

岩本総務部次長兼総務課長 お手元に配布しています資料につきまして参考資料ということでお配りさせていただいております。一つ目に投票率。最近の選挙の投票率の状況をまずお示ししているところでございます。これによりますと住民投票では、50%以上が成立の要件としておりますが、七つの選挙又は投票のうち50%を超えたのは3回しかないという状況でございます。直近の7回のうち3回しかないという状況でございます。次に住民投票に要する費用でございます。前回議論になったところでございますが、参考としてお示ししているのが単独で実施する場合は1,650万円。他の選挙と併せて実施する場合に追加となる費用が220万円となります。この差額が1,400万円以上ということでございます。実際、単独でする場合はその分だけ経費が掛かるというところでございます。3といたしまして、まとめの部分は既に議案説明でもただいまの部長からの御説明でも申し上げたとおりでございます。これについては重複しますので省かさせていただきます。以上を参考としてお付けさせていただきます。

河野朋子委員長 それでは、いいですか、質疑を受けます。

河崎平男委員 この条例の一部改正ということで、なぜ今の時期かということ、経緯等について御回答いただきたいと思えます。

岩本総務部次長兼総務課長 前回、平成25年の3月から今回、3年以上、ほぼ4年近く経とうという時期になっております。その間に市の状況も大きく変わってきております。また、この議論となったテーマですね、同時実施すること、あるいは単独ですることについての良いところ、見直すべきところ、そういったものを見直す

これまでの期間がありました。そういった改めて検証する期間がございましたので、検証を踏まえて今回こういった提案という形になったというふうに考えております。

河野朋子委員長 よろしいですか。ほかに質疑があれば。

大井淳一郎委員 本会議でも出たところではございますが、重複するところもありますけども質問いたします。再議を市長がかけたときによく言われていたのが、今のそのときの会議録を持っているのですけども、私たち議会側が改正案を提案し、過半数で議決した後に市長のほうから再議が出されたのですが、その本市の現下の財政状況を考慮したところ、このたびの議員の定数に関する住民投票を他の選挙と切り離し単独で実施するだけの財源の余裕がないと市長として判断しましたので議会において再考をお願いしたく再議の請求を行ったというふうに書いてあります。その際に単独でやった場合は272万3,000円、失礼、単独でやった場合は1,457万6,000円。それから住民投票と他の選挙を一緒に実施した場合は総額272万3,000円。その差額は1,185万3,000円。これだけあれば幾つかの事業が実施できると。ここまでいって再議をしてきました。ところが今回はそのことは触れずに、住民投票本来の趣旨に返ると、ということでこのような改正が出てきました。これについて、住民投票についての考えが変わったのかということでありましたけど、再度その点についてお尋ねいたします。なぜこのように変わったのかですね。

岩本総務部次長兼総務課長 住民投票そのものは当初から選挙運動は自由であるとか、また二者択一で市の重要な事項を決めるといった内容でございまして、それは尊重して議会、市民、また市長もそれを尊重するという内容となっております。そういった条例の内容を踏まえまして、当初は財政的な理由が前面に出ていましたが、その後市の状況も変わってまいりましたので、そこを踏まえて住民投票本来の趣旨に沿う内容に改めようと、同時実施をできないようにしようということでございます。

大井淳一郎委員 市の状況が変わったというのは、端的に財政状況が良くなったというふうに、差額のことをよく言われていたけど、そのようなことを言わなくなったのは財政状況が良くなったという意味なんでしょうか。市の状況が変わったというのは。

岩本総務部次長兼総務課長 財政状況もございしますが、それと併せて住民投票に対する考え方も検証し、このたびの見直しを行ったということでございます。改正でございますので、文字どおり正しく改めるという内容でございます。というふうに理解していただければというふうに思います。

大井淳一郎委員 財政状況だけではなくて、住民投票に対する考え方が変わったということなんですか。具体的にはどのような、要はこれだけ、やっぱり市長から聞いたほうがいいんじゃないかということで最初お呼びしたのも意図があったんですが、お答えいただければと思います。

岩本総務部次長兼総務課長 繰り返しになりますけども、住民投票につきましてはその結論を、結果を市民、議会並びに市長が、全てが尊重すべき重要事項として決定するものでございますので、それについては他の影響を排除した形で行うべきという、住民投票条例そのものが持っていた本来の趣旨を改めてここで尊重して見直しを行うというものでございます。

大井淳一郎委員 同じ質問ではないんですけど、他の影響を排除するほうが良いということは分かりましたけども、この再議を出されたときは、実際にそのときも提案者のほうから一緒にやってしまうと公職選挙法の関係で本請求をした住民団体も含めて政治団体とみなされて、住民運動ができませんよと。一緒にしたらデメリットがありますよと言ったにもかかわらず再議に踏み切ったのですが、その当時は住民投票を他の選挙と同時実施することの、他の選挙の影響を受けることについて余り懸念はなかったのでしょうか。当時のことだからお答えするのは難しいかもしれませんが、どうぞ。

岩本総務部次長兼総務課長 御指摘の懸念がなかったということはないとは思いますが、その当時は財政上の理由が一番大きな問題であったということでございます。

大井淳一郎委員 当然それもあるし、出されたときがいわゆる住民投票の本請求の前の日ということだったので、切迫した状況だったということは、理解はそういうことだったんだろうとは勝手に善意解釈しておりますが、もう一点質問したいのは、今このようにして主な選挙の投票率というふうに説明資料の中で出されております。これなんですけども、結局住民投票とほかの選挙を一緒にやると投票率が下がるよということが言いたい資料なのかよく分からないんですけど、実は住民投票は平成17年かな、もっと前かな、2市2町の合併協の設置の住民投票、これがあります。これはデータがないかもしれませんが、当時山陽町、町長選挙と町議の補選と住民投票がトリプルでやっております。その一方、旧小野田では住民投票一本です。このときの投票率は分かりますか。結局、旧小野田も参考になるかもしれないけど、旧山陽町で前回の町長選挙の投票率とそのいわゆる平成合併直前にやった町長選挙の投票率の相関関係を知りたいんですよ。下がってれば結局住民投票と一緒にになったから下がったんだなということも一つ言えるので、分かりますか。

今本総務部長 申し訳ございませんが、詳しい数字、その当時の数字というのは今、把握はいたしておりません。住民投票そのものは市民に重大な影響があって、直接判断をしていただくための住民投票ですので一番大切なのは住民の関心というか、盛り上がりというか、その意識ですよ。投票に行こうという。そういう意識が盛り上がらないと住民投票をした意味もないし、住民投票の重みという言い方は失礼かも知れませんが、重大な関心で直接決めてもらうものですから、ある程度というか、前回の合併のときなんかは市を二分したようないろいろな議論が各地で交わされておりました。そういうことで市民全体の中で合併はどうかということで住民の中の盛り上がり非常にあったというふうに理解をいたしております。ここに投票率を上げておりますけども、これを一緒にしたら上がるとか下がるということではなくて、やはり住民投票が一番大切なのは住民の関心度、

重要度というか、それをいかに盛り上げるかということでございますので、この住民投票条例に書いてありますように自由な運動によってそういう意識を、全体的な意識を高めながら住民投票の投票率を上げていくということが本来の趣旨ではないかというふうに考えております。

河野朋子委員長 先ほど岩本次長のほうからこの4年間の間にいろいろな検証を行ったというふうに言われたんですけど、結局市長選挙と住民投票が同時に行われたということについての検証、これによってどういうことが明らかになったのについてちょっと挙げていただきたいと思いますが、実施したわけですね。実施したことによってどういうことが明らかになったから、今回改正するんだというところがちょっと見えてこないんですけど、その辺りはどうなんですか。

岩本総務部次長兼総務課長 御指摘のあった点につきまして、今ちょっと申し訳ないんですけども、見解を申し上げるものがございません。

河野朋子委員長 そもそもそれはきちんと今、検証したというふうに言われたのであれば検証した結果をここに持ってきて説明をすべきと思いますがどうですか。

岩本総務部次長兼総務課長 検証の内容は、なかなか具体的に申し上げられないところがございますけども、要は同時実施すること。そのことについては非常に住民投票の性格そのものに影響を与えるということ、それをこれまで熟考を重ねてきたということだというふうに理解していただけたらというふうに思います。

河野朋子委員長 具体的にどういう影響を与えたかとかいうようなことについては検証されたんだったら今、そこに上げていただけたらと思うんですけども、いかがですか。

岩本総務部次長兼総務課長 投票率として挙げているのは参考として挙げているだけでございまして、これがそうだからこうなったという話ではございませんので、その因果関係といえますか、その関係で今、御説明しているものではございませ

るので、あくまでもただ今申し上げましたとおり同時実施した場合には何らかの影響が出る、住民投票そのものに影響が出るということ。そのことを時間を掛けて熟慮した結果であるというふうに理解していただけたらというふうに思います。

大井淳一郎委員 ちょっと言葉のあやなのかもしれませんが、結局こうやって提案を出すからにはなぜ提案をするのか。別にこれは重要な条例ですからね。ですから条例改正に当たって改正の必要性を検証する、そのためには現状がどうだった。つまり住民投票してみたけれども、このような悪い影響が出たので、これじゃあいけないよねということで改正されたと思うんですが、熟考を重ねたのであればその辺の検証状況は言えますよね。どうなんですかその辺りは。

今本総務部長 先ほど申し上げた件とちょっと重なりますけども、一般的に言いますと身近な選挙ほど投票率は高い傾向にあるかと思えます。その時、その時の中身によっていろいろと変わってきますけども、市議会議員選挙、市長選挙というのは一般的にはどこの選挙よりも投票率は高いというような傾向があるかと思えます。例えば同日同時に実施した場合に、例えば市内の選挙だったら投票率が高いから住民投票率が高くなるか、ということで本来住民投票にかける議案について純粋にそこが議論されないということにもなるかと思えますので、私が先ほど申し上げたように住民投票にかける市民に重大な影響を与えることについてのみの純粋な市民の意見を反映できるのではないかということがございます。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。どうですか、ちょっと分かりにくくなりましたね。

中島好人副委員長 先ほどから委員長も指摘しているんですけども、前回いろいろな懸念も指摘しながらもあえて再議までかけて同一選挙を行ったわけなんですよ。実施したわけなんですよ。実施したんですから、その実施した中身をいろいろな何らかの影響が起こるだろう、重要な影響が起こるだろうと、こういうのではなくて、具体的なこうこうこういうことの影響が起きたと。したがってこのたびは趣旨に

のっとして条例改正を行いたいというふうなら分かりますけども、何かぼかし気味なので具体的な影響について、先ほども何らかの影響が出ると言われましたので、具体的な影響についてお答えをお願いしたいというふうに思います。

河野朋子委員長 答えられますか。どうですか。

岩本総務部次長兼総務課長 御質問の趣旨は分かりますけども、今、申し上げる内容を持っておりませんので、そのまま数字を見れば市長選挙は、50%投票率を割っておりまして、それに引きずられたのか、その辺りは実際のところ分析のしようがございませんけども、住民投票は結果として45%ということがございます。その辺りは影響があるかないかそれもはっきりと言えるデータというか、そういうものもないというふうに見ています。

河野朋子委員長 やる前に、きちんとお金のことがあるからやりますと言ってやって、やった結果、やっぱりそうやって、やってみましたけどこういった問題があるので改正しますなら納得がいきますけど、今のじゃ全然説明になっていないと思いますよ。よく分かりません、みたいな感じじゃないですか。とりあえずここに書いてある議案の提案理由も最初からこの辺は分かっていたことなのに実施したわけですよ。実施した結果どうだったという検証の部分が今、明確に示されないから皆さんがちょっと納得いかないということですよ。

大井淳一郎委員 結局、最初に副委員長が市長の言葉をいただきたいと、市長を呼んでいただきたいと言った背景には、このようにお金を理由に再議を出して議会側の提案をねじ伏せたわけですよ。ただ、その結果住民投票をいざ実施してみたら公職選挙法の関係で住民投票の運動が事実上できなかったことからこのような低投票率につながったと。だから投票率の向上を日頃からうたっている自治体がこのようなことを自ら招いてしまったことについての市長の言葉がないわけですよ。謝罪とまでは言いませんが、反省というか、そういったことも含めた言葉を市長から頂きたいということで多分副委員長は呼んだと思うんですが、市長からそのような言葉、せめてここに来られないんならちょっとその辺を確認し



できていただきたいのですがいかがですか。どのようにおっしゃっていましたが、このことについて。反省というか、この再議をしたことについて。結局再議をしたことによってこのような低投票率を招いたわけですよ。

今本総務部長 再議をしたことについての弁というか、その中身については、現在確認はいたしてはおりません。その当時の議会で申し上げた一番大事なのはその当時の財政状況で1,400万幾らが安くなるんだということで、その思いから再議をかけられたんだということであろうかと思えます。

河野朋子委員長 議会の提案に対してそういった再議でそれを覆すようなことをされた結果、今回またその同じような改正をされるのであれば、やはり実施した選挙に対してのきちんとした検証、反省とかそういったことに基づいてこういった原因によりこういうふうにしますというものがきちんとして示されないというところに少し違和感があるんですけども、協議の内容をメモするとか記録するとか、そういったことはされていないんですか。どうなんですか、この件に関しての、全くそういったものもないんですか。

大井淳一郎委員 3月から検証されたのであれば、いつどのような形で会議をもってどのようなことについて議論したのかということぐらい言っただけであればと思いますね。せめてね。

河野朋子委員長 先ほど河崎委員からもなぜこの時期なのかと言われたら、この4年近くの間には協議をしてきて、ここに至ったと言われたのであれば、その内容を明らかにしてほしいという大井委員からの意見ですよ。その辺りは存在するのでしょうか。

岩本総務部次長兼総務課長 特に文書としては残っておりませんが、繰り返しますけれども、住民投票に同時実施した場合は何らかの影響が考えられます。先ほど委員から御指摘もありましたとおり、投票運動、政治活動ができないという側面も出てまいりますので、そういったことはもう当初から把握できていたことだ

ろうと思います。それについて長年のテーマとしてやってきた。一方では市の財政状況も重要な状況としてあったということ。それが少し年数が経って、少し状況が変わってきたということ。現在の状況を踏まえて今、こういった提案をさせていただいているということでございます。

河野朋子委員長 ほかの委員から何か質疑はありますか。よろしいですか。

笹木慶之委員 これは本会議の中で議員から質問があつて、そのときのやり取りを私が記憶しておりますのは、前回の例を出されて予算といわゆる民主主義の原則論について議論があつたと思います。その中で答弁としていわゆる過去の反省に立って、結論的にはですよ、反省に立って民主主義の原則を重視した方法をとりますというふうにおっしゃつたと思います。私はそのように記憶しておりますし、メモを取っています。そのときに私が思ったのは、提案説明の中に後段に書いてありますが、投票率を住民投票成立の重要な要件としているにもかかわらず、住民投票を他の投票と同時に実施した場合においては同時に実施される選挙の影響を受け、投票率が変動してうんぬんと。住民投票の争点がずれてしまう。これが反省だなと私自身は思ったんですがね。その辺りはいかがですかね。

今本総務部長 住民投票条例の成立のためには2分の1という高い投票率が必要です。そのために先ほども申し上げましたように住民の関心なり、理解度というものが進まなきゃいけない。そういったことでほかの選挙と同一に実施した場合、議場でもお答えしましたけども、ビラ配布だとか演説会、そういったものが公職選挙法に触れるおそれがあるということで自由にできない。住民に意識なり理解度というのが深まらないというそういう反省もあつて今回単独の実施にすることがございます。それで、民主主義という言葉で議員がおっしゃられましたので、そういった意味から言えば住民の理解が深まってそれが反映できるという意味において、民主主義という部分では重視したのかなということでお答えしたということでございます。

笹木慶之委員 もう一点重ねてお尋ねしますが、他市の状況。他市において同様の規定が制定されておるのかどうかお知らせください。

野村総務課法制係長 県内におきましては、山陽小野田市以外には防府市で住民投票条例を制定しておりますが、そちらの防府市におきましても同時に実施ができないような規定が規定されております。

笹木慶之委員 分かりました。

大井淳一郎委員 今、防府市が出ました。防府市は当時そのときの質疑では、住民投票条例は制定後実際に執行された事例はないということなんですが、その後も執行されていないということよろしいでしょうか。執行されていれば投票率がどうだったかということも分かれば。

野村総務課法制係長 執行はされていません。

大井淳一郎委員 蒸し返すようで申し訳ないですけど、やはりこの問題は再議というか、議会側から提案して、そのときも急に出されたこともあったのかもしれないけど、議会の中でかなり二分するような状況になりました。ここのデータを見ると再議をして賛成は12対8。本来であれば改正されるべきものであるけれども、再議だから3分の2以上に達していないから廃案になったんですよね。議会側の提案が廃案になったんです。その廃案になったということで、その条例で住民投票を実施した結果、懸念を想定していながらこのような結果を招いてしまわれた。検証をそのときの反省も踏まえて早急に改正するかなと思ったら大分このときまで掛かってしまった。この辺りの経緯も踏まえると、市長の言葉からせめて何らかの言葉を頂きたいと思うんですが、再度市長の出頭を求めたいと思うんですが、よろしいですか。

河野朋子委員長 委員の皆さん、今、質疑の中でいろいろと確認していく中で更に市長に直接発言いただきたい、答弁いただきたいというような大井委員からの意

見ですが、その件について異議が(「なし」「賛成」と呼ぶ者あり)よろしいですか。今、質疑をした中で重ねてというか、強くそういった要請をしたいというようなことですよね。(「はい、そうです」と呼ぶ者あり)当初の副委員長の提案等を更にした中ででしょ。

大井淳一郎委員 別に土下座して謝れとかそういう話ではありません。やはりこの改正、いろいろな経緯を経ての改正ですから、これはやはり思いのあるものですので、市長の言葉から頂きたいということです。

河野朋子委員長 委員会としても当時の議会がそういった改正を求めるぐらいの内容ですので、内容がどうかということではなくて、やはりこれに至る経緯についてきちんと説明していただいた上で、議案を審査したいというようなところで理解していただけないでしょうか。よろしいですか。再度市長にお願いいたします。ということちょっと休憩いたします。

---

午前11時43分休憩

---

---

午後1時再開

---

河野朋子委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。それではちょっと審査番号2番の途中でしたが、それはちょっと順番を少し入れ替えまして3番の議案第112号に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてからでよろしいですよ。人事課の説明をよろしく願いいたします。

城戸人事課長 それでは議案第112号山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について人事課より御説明申し上げます。今回の改正は、人事院規則の一部改正に準じて改正をするもので、具体的に

は、現在1回に限られている休業の期間の延長について、地方公務員法第26条の6第3項に規定する特別な事情を定め、再度の延長ができるようにするものであります。なお、取得可能な休業期間は3年を超えない範囲ということで変更はございません。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

大井淳一郎委員 多分いろんなガイドラインが来ているから答えられると思うんですが、具体的に特別な事情というのはどういった場合なんでしょうか。

城戸人事課長 これは条例改正の条文にも記載しておりますとおり、6条の2の後段にございますとおり、1回延長の申請をした際に、その時点で想定されなかった確定していなかったような事情が生じた場合に、再度の延長が認められるということで、具体的に言いますと海外での転勤が1年間延長になったことによって、一度延長していたものがその後も引き続きもう1年海外での勤務を命じられたというような場合が想定されると考えております。

大井淳一郎委員 と申しますと、1回延長したけれどもそういった特別な事情があるということで、再度延長ということなんですが、この延長の期間は3年ということで、再度の延長というのは1回のみということなんでしょうか。

城戸人事課長 特に回数制限はございませんので、3年の範囲内であれば何度でもということになるかと思います。

河野朋子委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは質疑を打ち切りまして、本議案について討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは113号の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

について説明をお願いいたします。

城戸人事課長 それでは続きまして議案第113号山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、雇用保険法の一部改正に伴い、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする改正がなされ、これに伴う同法の文言が改正されたことから、同法を引用しております本条例第10条の規定についての改正を行うものであります。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けますが。質疑は。

大井淳一郎委員 これはあくまでも法改正に伴う字句の訂正であって、例えばこれによって何らかの影響額が出るとかそういったことはあるんでしょうか。

城戸人事課長 今委員御指摘のとおり、条文の改正のみで制度的には変更点はございません。

岡山明委員 改正に伴う対象者、本市の対象者は何名ぐらいいらっしゃいますか。

城戸人事課長 具体的には今いらっしゃいません。

河野朋子委員長 それでは質疑は以上でいいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは質疑を打ち切りまして採決に移ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは114号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について説明をお願いいたします。

城戸人事課長 それでは議案第114号、山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、平成28年度の人事院勧告に対し、国においては人事院勧告どおりの実施が閣議決定され、第192回国会におきまして関連法案が可決されたことから、本市におきましても国に準じた職員給与の改定を実施するため関係団体との調整を進めてまいり、このたび協議が整いましたので、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は3点ございまして、まず1点目は、平成28年4月分の月例給について、民間が公務を上回ったことから、官民較差等に基づく平成28年度の給与水準の改定を行うもので、世代間の給与配分の観点から民間との差の大きい若年層に重点を置きながら給料表を平均0.2%引き上げ、平成28年4月から遡及適用することとしております。次に2点目でございますが、期末・勤勉手当につきまして、平成27年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について、民間が公務を上回ったことから、期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間4.2月から0.1月分引き上げ、年間4.3月の支給とするもので、平成28年12月分から適用することとしています。なお、勤務実績に応じた給与の推進のため、0.1月分の引上げについては、勤勉手当に配分することとしています。なお、0.1月の引上げ分につきまして、改正文の第2条の規定によりまして、平成29年度において6月分の勤勉手当に0.05月を振り替えるような改正をいたしてまいります。最後に3点目でございます。扶養手当につきまして、平成30年度までに段階的に改正するもので、まず配偶者に係る扶養手当の額を現行の1万3,000円から平成29年度は移行期間として1万円に、平成30年度には配偶者以外の扶養手当と同額の6,500円に減額するものと、子供に係る扶養手当の額を現行の6,500円から平成29年度は移行期間として8,000円に、平成30年度には1万円に増額するというものでございます。説明は以上です。よろしくお願いたします。

河野朋子委員長 それでは説明を受けて質疑をいかがですか。

岡山明委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、配偶者と子供、この手当が配

偶者の場合は6,500円のマイナス、子供の場合は3,500円のプラスと、差額あります。そうすると子供一人の場合、3,500円です。二人以上いらっしゃらないとこの扶養手当、この分がチャラにならないと。片方は配偶者6,500円のマイナスとあります。子供に対しては3,000円ということで、一人であればマイナスになりますよね、当然。そういう状況がそこに対して若者層に重点を置いたと。その辺がどういう形で例えば3,000円面倒みるような市の体制とっているかどうかその辺ちょっとお聞きしたいんですけど。今の重点を置いたということで、給与ベースがどうかということを確認したいんです。給与の改正をするということで、世代間の給与の観点から民間との差をなくすために若年層に対するそういう重点を置いたベースにしていると、こう本文に書かれてますよね、説明書に。それに対してどうですかと、配偶者の分の。

今本総務部長 このたびの人勧で月々支払う給料の関係ですね、これについては若年層を厚めに増額をしているということです。平均で0.2%の増額ですけども、これは全体的に若年層の給料を改善しようということで、例えば若かったら0.25とか、ちょっと年取ったら0.15とかそういう形で差を付けて、月々の給料は上げています。手当の関係ですけども、手当については今国のほうの流れもあるんですけど、少子化に手厚くしようということがございまして、子供の手当を厚くして、片や配偶者のほうを落とそうという流れでございまして、本市におきましては、対象者が、配偶者のほうが117名ほどおりますけども、子供のほうが264名の対象者がおりまして、市全体としては扶養手当は20万程度の増額になるというふうに見込んでおります。

河野朋子委員長 いいですか。

笹木慶之委員 それでは二、三お尋ねしますが、今の関連ですけどね、平均で0.1%の引上げということのようですが、例えば初任給辺りはどのぐらい上がったんでしょうか。

辻村人事課主幹 若い方、初任給については1,500円ほど上がるようになります。



笹木慶之委員 次に現在の本市のラスパイレス指数は幾らでしょうかね。

城戸人事課長 昨年ラスパイレス指数101.0という数字でございましたけど、今年度は100.6という数値でございます。

笹木慶之委員 それで今の件ですが、県下の位置とすればどの程度でしょうかね。

城戸人事課長 昨年101%のときは県内では光市と同じで県内2番目という状況でございましたけど、今年度はまだ公表されておられませんので、正式な何番目という順位は分かりませんが、昨年よりは下がるというふうに考えております。

笹木慶之委員 これ実は給与全体のことの流れで今聞いているわけで、あとまとめに入りますが、定員管理調査がありますよね、定員管理調査でかなり厳しい定数削減というか、ある面いけばそういう形の中で進んできておると思いますが、今定員管理調査の中での標準的な団体との比較は、私が見ている範囲ではほぼ標準の数字に合致しているというふうに思っているんですが、間違いはないですかね。

城戸人事課長 類団との比較においても中庸の位置というふうに理解しております。

笹木慶之委員 そういった中でお尋ねするんですが、かなり厳しい定数管理をしながら、給与のほうもかなり抑制がされつつあるという状況ですよね。それに合わせてもう1点は職員の給与のカットは確認ですが、全額回復したんですかね。

城戸人事課長 以前回復したまま現在カットは行っておりません。

笹木慶之委員 もう1点、手当関係、管理職等の手当関係もこれは、カットは復元したんでしょうか。

城戸人事課長 これも復元しております。

笹木慶之委員 最後になるんですが、最近特に電通の例を取り上げてね、いろいろな過重労働の問題が出ておりますが、もちろん給与の問題というのは労働力の問題と一連のものがあるわけで、その辺りの過重労働ということが大変問題があるかと思えます。そのことは現状どう認識しておられますか。

城戸人事課長 時間外勤務等の御指摘だろうとは思いますが、なかなか一概に効果的な手法というのは難しい、特に人事課におきましては毎年人事ヒアリング等も行っており、職場の状況等も確認させていただいております。また、なかなか権限委譲であるとか法改正、あるいは制度改正によって新たな業務がどんどん増えると。かといって今まで続けてきた業務はなかなかやめられないというふうな状況もございます。そういった中で人事部門として何か取り組めることはということで、現在毎週木曜日をノー残業デーということでそういった周知も含めて取組をしておりますし、また今年からですけど管理職、いわゆる課長級の職員研修も踏まえて、そういった職場内のマネジメントといたしまして、そういったものの向上であるとか、ヒアリングでよく聞かれるのはそういった業務が増えたにもかかわらずなかなか人は増えないというふうな状況がございますけれども、そういうときだからこそ今言ったように削減に向けたマネジメントというか、もっとより効率的な業務の進め方はないかとか、それを含めて進めていく必要があるというふうに考えております。もちろん職員個人個人の状況にもよりますが、そういった職員の意識改革も必要なのではないかというふうなことを考えておりますけれども、これ人事部門だけでなく反対に職員組合のほうからも同じような意見を聞いておりますので、できるだけ一緒にそういった取組を進めていければというふうには考えております。

笹木慶之委員 そこで最後になるんですが、かなり厳しい定数管理の中で給与費についてもかなりの削減がされ、一部カットは復元されたというものの、やっぱり今聞きますとかなり適正化に努力しておられるということなんですが、そういった中でどうしても定数を削減すればイコール臨時というわけではありませんが、臨時職

員の問題が出てこようかと思えます。もちろん季節的な問題、季節労働の問題あるでしょうし、一時的な問題もあるでしょうし、いろんな要素があろうかと思えますが、今再任用職員の分についてはこの中に給料表出ておりますからね、いいんですが、臨時職員の改正については本会議でも検討するという発言をされてましたが、具体的にどのような形でどの時期にというのが分かればお答えください。

城戸人事課長 臨時職員の賃金につきましては、今年の子口県の最低賃金の改定状況も見ておりますし、過去にはない3%というふうな大幅な上昇もあったというふうに理解しております、今ちょうど委員言われたように来年4月1日からの改定に向けて、協議をしているところでございます。具体的な何%上げるとかそういったところの結論には至っておりませんが、上げる方向で検討しているというところだけちょっとお答えさせていただければと思います。

笹木慶之委員 最後に付け加えますが、今回の給与改正というのは一つの国の動向に基づいての改正だと思えますので、臨時職員についてはもちろんこれだけの比較ではありませんが、やはり今回の給与改定は、大きな参考事案になると思えますので、そのことを参考にして改定されるということで認識していいですね。

城戸人事課長 改定を検討するに当たっては、一番基本的にはやはり最低賃金の動向であるかというのは当然一番大きな要因になろうかと思えますが、職員についても3年連続で人事院勧告によって上昇というふうな形になっておりますので、それも踏まえて検討させていただければと考えております。

中島好人副委員長 最後の臨時職員の関係なんですけども、これの県下の現状の一覧表というのは資料としては提出ありますでしょうか。

城戸人事課長 先般、人事主管課長会議がございまして県内の臨時職員の賃金の状況というのは今年の10月1日時点のものはございますので、御要望いただけ

れば提出することは可能だと考えております。

中島好人副委員長 非常に総務の委員会としても重要な点なんで、資料の提出を求めたいというふうに思いますけども。委員長諮っていただければと思いますが。

河野朋子委員長 この議案の審査との直接的な関係はないわけですので、これの委員会の後ということで資料を請求したいと思いますが、いいですか。そういうことで。じゃあよろしく願いいたします。ほかに。

岡山明委員 ちょっと確認なんですけど、扶養手当は、これはあくまでも人事院勧告、といったらおかしいですけどそっちのほうから金額の面とかそういう指導があったんですか。

城戸人事課長 このたびの扶養手当の改正については、人事院勧告の中で賃金の引上げ部分とあわせてですね、給与制度の改革ということで、給与制度の改正という中で金額が上がってきたものでございます。

岡山明委員 金額は山陽小野田市が決めたんじゃないんですか。この金額ですね、1万3,000円を6,500円にすると。これは勧告ではなくて市ですか、どちらですか。

辻村人事課主幹 市職員の給与につきましては基本的には国に準拠しているということですので、国の制度に併せて市も変えるということにしていますので、あくまでも国が今回改正されたのに併せて同額の額に本市もするということです。

岡山明委員 扶養手当も一緒ということですね。

辻村人事課主幹 そのとおりです。

大井淳一郎委員 ラスパイレス指数のことで先ほど質疑がありました。今年度100.6な

んですけどもこの改正によってラスパイレス指数に変動はあるのか、あるとすればどうなるのかお示してください。

辻村人事課主幹 ラスパイレス指数はあくまでもこの改正前の段階での状況ですので、改正後について動向がどうかというのは分かりません。各市が全部情報を出さなくてははいけませんので、これにのってどうなるかというのは分かりません。

城戸人事課長 補足というほどではございませんけども、このラスパイレス指数については国家公務員と市の職員若干違う部分がございます、特に本市の場合は退職に伴う昇任等があつて、かなり課長級に昇任する職員も若返っておりますし、それから特に国では高卒あるいは短大卒の初級、中級の職員が課長級以上の管理職になるというのはなかなか例がないと思いますけども、本市の場合はいくまでも職員の能力に応じて、高校卒の職員であっても課長級に昇任したりというふうな状況がございますので、若干国より高めにはなってくるのかなというのは考えております。

大井淳一郎委員 あともう1点ですね、これも人事院勧告に従つてということなんですけれども、給与については、平成28年4月から遡及適用するのに対し、期末勤勉手当についてはあくまでも7月までみて、28年12月から適用と、異なる扱いをしている理由を教えてください。

辻村人事課主幹 年度単位で考えますので、期末勤勉手当につきましても今年度という観点からですけども、期末手当は当然6月と12月しかありません。で、その分について12月で今年度の人勧で出た差額をしようということですので、12月と言っているだけでして一応今年度の改正とも同じような意味合いではありません。

岡山明委員 ちょっと最後に確認したいんですが、そうするとこの給料表の水準の引き上げたんですけど、これも全部人事院勧告ということで山陽小野田市、この1

14号において山陽小野田市が関わった部分はないということですね、そうすると。

辻村人事課主幹 今回の条例改正はあくまでも国の改正に伴って本市も改正したというもののみです。

河野朋子委員長 いいですか。今回の改定で結局影響額、先ほど扶養額に関しては20万円の増額になると言われましたけど、ほかの点については影響額は。

城戸人事課長 それでは影響額ということですので、この一般会計と特別会計全て含めたということで、この条例改正に関わる部分としては大体2,700万ぐらいの負担増になろうというふうに考えております。

河野朋子委員長 ほかに質疑があれば、「なし」と呼ぶ者あり)なければ本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして議案第115号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をお願いいたします。

城戸人事課長 それでは議案第115号、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、平成28年度の人事院勧告に対し、国においては人事院勧告どおりの実施が閣議決定され、第192回国会におきまして関連法案が可決されましたことから、本市においても国に準じた職員給与の改定と同時に、市長等につきまして所要の改正を行うものがあります。改正の内容は、期末手当につきまして、現行の年間4.2月から0.1

月分引き上げ、年間4.3月の支給とするもので、平成28年12月分から適用することとしています。なお、0.1月の引上げ分につきましては、第2条及び第4条の規定によりまして、平成29年度において、それぞれ6月分の期末手当に0.05月分を振り替えることとしております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けますが、質疑は。

中島好人副委員長 先ほどの職員については要するに民間が公務を上回ったという理由付けがありますけども、ここにおける理由付けは何でしょうか。

辻村人事課主幹 職員につきましては人事院勧告に準じるということで、国におきましても人事院勧告に基づきまして国の特別職、議員、国会議員さんも含めて併せて改正がされるものとなっております。ということで特別職である市長等についても同様の改正が行われるということで、今回提案させていただいております。

河野朋子委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。質疑なければ本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の…

中島好人副委員長 討論。

河野朋子委員長 討論をじゃあ済みません。討論に移ります。討論がありますか。

中島好人副委員長 特別職、市長に限らず国会議員そのものを給料そのものが低いというふうには判断していませんので、それに準じてのこの引上げについては私は反対いたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で可決すべきものと決しました。続きまして116号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について説明をお願いいたします。

城戸人事課長 それでは議案第116号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、第192回国会におきまして国会議員の期末手当の改正法案が可決されましたことから、本市についても国に準じて、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、期末手当につきまして、現行の年間3.15月から0.1月分引き上げ、年間3.25月の支給とするもので、平成28年12月分から適用することとしております。なお、0.1月の引上げ分につきましては、第2条の規定によりまして、平成29年度において、6月分の期末手当に0.05月分を振り替えることとしております。説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。質疑は。

中島好人副委員長 先ほどの職員については民間が公務を上回ったという理由ですけども、ここにおける理由についてはどういう理由なんでしょうか。

辻村人事課主幹 先ほど課長申しましたように国会議員の期末手当に本市も準じていますので、国会議員と市議会議員についても同様に改正させていただきたいということでございます。

城戸人事課長 今回の改正につきましては、今理由は主幹が申し上げたとおりなんですけども、今年の報酬審議会において委員のほうから国の改正に併せて市長等の特別職それから市議会議員の皆さんについても国と同様の改正をされた



いというふうな附帯意見をいただいておりますので、それに基づくものであるということを加えさせていただきます。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。「なし」と呼ぶ者あり)質疑はなしということで。討論は。

中島好人副委員長 当市の市会議員の報酬は、非常に低いということはまた政務調査費も月6,000円と非常に低いと、議会報告会の中でももっと引き上げて若い人たちにも積極的に参加できるようにとこういう要望も出てきたりもします。ですから私も抜本的には引上げは非常に重要だと考えているところです。しかし報酬審とかいろいろな市民論議の中で引き上げていくことが僕は筋じゃないかというふうに思ってます。そうした中で国の国会議員の引上げに準じて、それに従う形での引上げとなっているというんで、その辺の内容からして私は議案に反対といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。「なし」と呼ぶ者あり)では本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。人事課はこれでいいんですかね。お疲れさまです、人事課の皆さん。お待たせしましたね。

(執行部入替え)

河野朋子委員長 それでは引き続き進めさせていただきます。議案第117号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についてということで、よろしいでしょうか。資料があるようなので資料を配っていただいてから説明をお願いいたします。

(資料配布)

河野朋子委員長 それでは説明を。

藤山税務課長 税務課の藤山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは税務課から、議案第117号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。これは平成28年度の地方税法の改正並びに固定資産税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の12月分の納期限の統一に伴い、市税条例の一部を改正しようとするものです。お手元に参考資料として資料1「山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例、山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要」と資料2「延滞金の計算期間の見直し例」をお配りしておりますので、これに沿って御説明申し上げます。

主な改正の内容ですが、まず市民税関係ですが、1点目は延滞金の計算期間の見直しであります。平成26年の最高裁判所判決を踏まえ、個人市民税及び法人市民税について、減額更正があった後に修正申告等により増額更正を行ったときは、減額更正後の税額から減額更正前の税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間を控除するというものです。資料2の「延滞金の計算期間の見直し例」を御覧ください。この例の網掛け部分が、見直し部分、控除される部分になります。また、縦軸が税額、横軸が時系列を示しています。太い線については、税額の動きを示しています。まず上の控除パターン①によると、4月末が納期限の1,000円の市民税を納めたとします。その後6月に300円の減額更正があった場合、当然税金700円を還付することになりますので、結果として300円納めたことになります。それから11月に市民税を800円とする増額更正があつて、800円から300円を引いた500円を今日納付するとします。この場合以前は4月末から500円を納付する今日までを計算期間した延滞金を500円と一緒に支払うことになっておりました。今回の改正でこの場合、11月に市民税が800円増額した通知を行った日から500円を納付するまでを延滞金の計算期間とすることになりました。この計算方法は、増額更正で市民税が1,

000円になるまで同じであります。次に下の控除パターン②によると、①の6月までは同じで、11月に市民税を1,400円とする増額更正があつて、1,400円から300円を引いた1,100円を今日納付するとします。1,100円を減額前の1,000円を境目に、700円と400円に分けます。700円については、パターン①と同様な計算をし、400円については、改正前と同様に4月末から納付する今日までを計算期間した延滞金を一緒に支払うことになります。なお、この延滞金の計算期間の見直しの施行日は平成29年1月1日です。

次に市民税関係の2点目は、個人市民税の医療費控除の特例の新設であります。平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支払った特定一般用医薬品(処方箋なしで購入できる要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)の購入費について、一定の条件の下(定期健康診断等を受けている等)、年間1万2,000円を超える部分を所得から控除します。年間10万円を限度とし、この特例を適用する場合は、現行の医療費控除との併用は不可となっております。施行日は平成30年1月1日です。

市民税関係の3点目は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、特例適用利子等及び特例適用配当等については、個人市民税を他の所得と区分して100分の3の税率を乗じて計算した額とする、課税の特例を新設します。これは、日本居住者が台湾に所在する法人等を通じて国内において支払いを受ける利子等及び配当等に係る課税の特例のことで、これによって日本と台湾双方の民間レベルで結ばれました「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」に規定された内容を日本国内で実施するための国内法の整備が行われ、租税条約に相当する枠組みが構築されたこととなります。施行日は平成29年1月1日です。

次に固定資産税関係についてですが、1点目は次のア、イの12月分の納期限を12月26日までと統一します。アは固定資産税、都市計画税で、現在の納期限は25日となっています。イは介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料で、現在の納期限は28日となっています。納期限を26日にした理由につきましては、例えば12月26日が土曜日であった場合でも、法律で

納期限は休日の翌日となっていることから、納期限は12月28日となり、介護保険料や国民健康保険料等の年内納付は確保され、税の申告で多くの市民の皆さんが利用される社会保険料控除額についても毎年安定した額となります。これが納期限を12月末にすると、それが土日であれば納期限が1月の初めとなり、社会保険料控除額が一部次の年に回り、社会保険料控除額が毎年安定しなくなるため、税の申告、還付申告をする市民に影響を与える場合があることから、それを避けるため26日と決めたことによります。施行日は平成29年4月1日です。

固定資産税関係の2点目は、再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の負担軽減措置の追加です。平成24年度の税制改正により、市町村が税制を通じて、これまで以上に地域の実情に即した政策の展開を可能にするように、地方税法の特例措置として、国が一律に定めていた軽減割合を市町村が自主的に判断し、条例で定めることができる「地域決定型地方税制特例措置（通称 わがまち特例）」が導入されています。このたびの地方税法の改正に伴い、わがまち特例対象資産を次の表のとおり追加します。追加する特例対象資産は大きく分けて、津波対策の用に供する償却資産、再生可能エネルギー発電設備、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等の三つです。これらの取得時期は、それぞれ平成28年4月1日から4年間、平成28年4月1日から2年間となります。減額期間は、それぞれ新たに固定資産税が課税されることになった年度から4年度、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度、新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度となります。地方税法に規定する軽減割合の基準は、それぞれ2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下、5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下となっておりますが、市税条例に規定する軽減割合については、それぞれ2分の1、3分の2、2分の1、5分の4といたします。施行日は公布の日からです。

最後に軽自動車税関係ですが、グリーン化特例（軽課）の1年延長であります。現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規取得した3輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用します。①のグリ

ーン化特例(軽課)の割合、②のグリーン化特例を適用した場合の税率について、例として、軽乗用車の場合と軽貨物車の場合を資料に載せております。

主な改正内容は以上のとおりですが、このほか、項ずれ、号ずれによる改正、引用条項の改正等がございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。説明も資料を使ってしてはいただいたのですが、なかなかすんなり分かり・・・(発言する者あり)内容がそういうことなので、はい、説明はしていただいたんですけど、また質疑の中で、その辺りを明らかにしたいと思います。質疑を受けます。

大井淳一郎委員 結局この延滞金の計算期間が見直されたことによって、結局どうなるのかなというのがあるんですね。素朴な疑問ですが。

藤山税務課長 簡単に言いますと、延滞金が減りますので、市民の方にとっては有利となります。一番左に時系列で見ますと、4月末が法定納期限ということで示してるんですが、それから上のパターン1で言いますと、11月末までは、延滞金の計算期間から除外するということになりますから、本来であればここはずっと延滞金を発生していますので、この500円部分の4月末から11月に掛けては、延滞金が発生することになりますので、これを除外するということになりますから、市民の方にとっては、有利という言葉が適当か分かりませんが、という形になります。

笹木慶之委員 今の資料の件ですが、今言われたとおりと思うんですが、結局事案として、②の事案というのは、ないでしょう。

藤山税務課長 レアなケースだと思います。はい。

笹木慶之委員 そこを言われんからですね、こちらが起こるような錯覚が起こるんですよ。だから2番というのは、まれにあるケースで、そんなにありませんよ。ただ1

番は、起こり得るからですね、だから皆さんに対しては、有利になりますということをはっきり言われんからね、錯覚を起こすんだと思う。二つほどお尋ねしますが、まず1点目の固定資産税、都市計画税関係の12月の納期限の統一ですね、これは私が3月議会で申し上げたことを実行していただいたということで、それはそれでいいんですが、もうちょっと認識が違うかもしれないと思ってあえて言うんですけど、コンビニ納付のことも、かなり念頭に置かれたほうがいいんじゃないかと思います。というのがコンビニ納付でいわゆる納期日が違っておったからいろいろ問題が起こったわけですね。市役所はこれより問題は起こらなかったわけです。ということで27日が土曜日の場合にはうんぬんと言われましたが、これもまれなケースというか、そういったケースはコンビニで十分クリアできますからね。ただ26日に設定されたこと自体に異論があるわけではありません。ということで、このたびこれが統一されたということは、皆さんは特にコンビニ納付において問題は起こらなくなったというふうに私は認識します。それからもう1点はね、その次の再生エネルギーの関係です。これ法律は平成24年に税制改正によって、制度ができたわけですが、このたびこれを入れられるというのは、どういう状況からでしょうか。この制度をね、条例の中に入れられるというのは、どういうことからでしょうか。

藤山税務課長 地方税法の改正で、この辺の資産が追加になったということで、事案としてないものを、今までわがまち特例については、多々ございましたけれども、税制改正のときに、速やかに市税条例を改正することで、仮に急にこういったものに対応することがあったときに、速やかに対応できるようにということで条例のほうに規定したところでございます。

笹木慶之委員 平成24年度の改正になったんでしょう。それをこのたびされたというのは、何か新たな動機があったのかと聞いたんです。

藤山税務課長 28年度の税制改正で、ここの追加資産が新たにわがまち特例として追加になったということで、わがまち特例の軽減割合については、条例委任事項でございますので、条例で新たに規定したということで、わがまち特例以外の

固定資産税の軽減措置については、地方税法のほうでやっております。今回上げたのは、わがまち特例の軽減割合を条例の委任事項というふうに国が言ってきておりますので、それを関連で載せたということでもあります。

笹木慶之委員 分からないからもう1回聞きます。この14条のこの資料の解説から読むとね、平成24年度の税制改正によって、市町村が税制を通じて、これまで以上に地域の実情に即したうんぬんとありますよね。その後に国が一律に定めていた軽減割合を市町村が自主的に判断し、条例で定めることができる地域決定型地方税特例措置が導入されている、導入されているのは、24年度でしょう。このたびの地方税制の改正により、これこれを追加するというのは、このたびの地方税法と導入されているというのは、どのように違うんですか。

藤山税務課長 このたびの地方税法の改正でその表にある、その大きく分けて三つの資産ですよね、これが新たに、平成24年からわがまち特例というのは、ずっと行われているのですけれども、ここにある表の部分については、今年度新たにわがまち特例というのが追加されましたよという意味でここに載せております。

笹木慶之委員 最後になりますが、それならこの説明が違うんです。このたびの地方税法の改正に伴い下記の事項が新たにわがまち特例の資産に追加されたので、これを制度化するということでしょうか。だからそのように書かれんとじゃね、これ24年にあったもの、このたびなぜと、こういうふうに思うんですよ。だから制度はあったけど、この下の表がこのたびの改正である程度付け加えられたと。だからこれを入れるんですよということですよ。ならそのように書かれんとやね、認識されんと思いますよ。分かりました。

大井淳一郎委員 わがまち特例の対象資産ちゅうのは、24年のを受けて、そのときは全然定めてなかったんですかね。このたびこれを定めたという意味ですか。それともともと幾つかあって、これにプラスなんですか。追加という言葉がちょっと引っ掛かるもので。

藤山税務課長 これまでも税制改正で、わがまち特例が随時追加されておまして、今まで追加したものに改めてこの三つが新たに加わったという御理解をいただきたいと思います。

大井淳一郎委員 参考までにわがまち特例対象資産というのは、既設のやつですよ。それをちょっと教えてください。

藤山税務課長 大きく分けて19項目ございます。

大井淳一郎委員 軽減割合は、条例委任事項ということなんですけれども、結局参酌の一番上にある、2分の1とか、3分の2ということで、特に地域の特殊性を考慮してないんですけども、その理由はどこにあるんでしょうか。

藤山税務課長 このわがまち特例というのは、条例委任事項ということで、市町村が定められるということで、過去議会とかで再生可能エネルギーとか議論がございましたので、担当課のほうに、どうするかということで、協議をいたしました。その結果なんですけど、特段特殊性とかですね、考慮すべき事柄等について、本市では認められないということで、当面参酌基準でいこうという結論に至ったところでございます。

笹木慶之委員 この資料の中での市民税の②番、個人市民税の医療費控除の特例の新設ですね。で、これ以前からいろいろ言われておったことだと思うんですが、それはそれとして、処方箋なしで購入できる要指導医療薬品及び一般医療薬品、いわゆる通常薬屋さんで買う薬ということですか、これ。ここの意味合いがですね、この意味合いが一般の人によく分からないと思うんですよ。と言いますのは、これ必ず広報か何かで市民のほうにしっかり知らせないと具体的対応ができないということになりますよね。それを含めてお尋ねするんですが、もう少し具体的に説明してください。

藤山税務課長 対象は具体的な薬品名で言うと、ガスター10とかですね、ロキソニンと



かっていうものになる、これについては、厚生労働省のホームページのほうで出ておるようです。やはり市民の方にとってすごく関心の深いものだと思います。市としましてはですね、これだけ特化するわけではないんですが、平成28年の税制改正ということで、周知をホームページ等で行いたいと思いますし、税務署のほうに確認しましたところ、税務署も28年度税制改正の一環ということで、周知をするというふうな回答を得ております。それから業界団体といいますか、要するに薬局さんでございますね、薬剤師会のほうはちょっとお話をお聞きしたところですね、やはり周知したいということで、今考えているということで、先ほど説明しましたように、平成29年1月1日からということになりますから、来年からというふうになりますので、薬局のほうで周知するのに努力したいということでの返事をいただいたところでございます。

笹木慶之委員 これは正に確定申告のときにね、これ頻繁に起こり得る問題だと思うんですよ。だからこれの趣旨徹底、中身の徹底を、ただインターネットとかということだけやなしにね、やっぱりそうでない方法でしか情報が得られない方も随分おられますので、しっかりした市として徹底を、私はすべきと思いますが、他の業界もそれはそれとしてでしょうけど、市の税を預かる立場としてですね、やっぱりこの控除の件については、しっかり市民に知らせる義務があると思いますが、よろしいですかね。

藤山税務課長 市民の関心が高いのは、今までで言うと、住宅ローン減税とかもあると思うんですが、あれについてもやはり業界団体というか、そちらのほうやはり周知をしてると。利用されているところが周知するのが一番効果的だと思うんですけども、やはり先ほども述べましたように、積極的に周知する案件だと思いますので、それは検討したいと思います。前向きにですね。

笹木慶之委員 はい、よろしく申し上げます。

中島好人副委員長 いろいろ控除の期間の延長とかですね、新たに特例、税の軽減とかもあるんで、その辺での影響額とかね、その辺はどのように推測しておら

れるか。

藤山税務課長 例えば今の医療費控除の新設をちょっと例として挙げると、どれくらいの件数があるかというのは、はっきり言って分かりません。これ5年間の時限立法というところで、今からこれがどれくらいの件数が出てくるかっていうのが分かってくるんでしょう。ちょっとこの辺は御勘弁願いたいと思うんですが、例えば一個人として、もし話をするのであればですね、例えば所得が400万円の方を想定しますとですね、その方が2万円ほど医薬品に使ったということになりますと、8,000円が所得控除されるということになります。400万円の方でありますと、所得税率が20%それから個人住民税が10%ということになりますので、8,000円であれば所得税1,600円ほど税額が引かれると。で、個人住民税10%のうち市民税のほうについては6割でございますから、個人住民税10%の800円のうち6割の480円程度が税額控除になるということになります。あと再生可能エネルギーのほうでございますが、これについては、今まで買取り設備、電気の売電とかそういったものが、対象になってたんですけども、これからは時間消費型といいますか、自分たちがその使うためのものについてという、そういう縛りが今回できました。それに加えて、政府の補助金をもらうというところが、条件があって、これについては経済産業省のほうのホームページに出ております。今日確認したところでございますが、年間予算が決まっております、それはもう終わっているということで、交付決定の方も全部出てます。それを見ますと、山陽小野田市は、ちょっと今回該当がございませんでした。これに関わる分について、新年度で影響を受けるものはないというふうに考えております。以上です。

河野朋子委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。質疑を打ち切ります。討論に入りますが、討論は。「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は、可決すべきものと決しました。それでは議案第118号山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明を。

藤山税務課長 議案第118号の山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。これも、平成28年度の地方税法の改正並びに固定資産税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の12月分の納期限の統一に伴い、都市計画税条例の一部を改正しようとするものです。

改正の1点目は、都市計画税の負担軽減措置の追加です。資料1の2ページ目(2)②の表の一番下にありますように、追加する特例対象資産は都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等で、取得時期は平成28年4月1日から2年間、減額期間は先ほどと同じでございますけれども、ということで、都市計画税条例に規定する軽減割合については5分の4とさせていただきます。

それともう一つですが、先ほど申しましたように納期限の統一ということで、都市計画税の納期限を12月26日までとします。これは、山陽小野田市税条例第68条第4項で「固定資産税を賦課し、及び徴収する場合には、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収する」と規定されていることから、納期限を固定資産税と同じ26日に合わせるものです。主な改正内容は以上のとおりですが、このほか、項ズレによる改正がございます。審査のほどよろしく願いいたします。

河野朋子委員長 質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)じゃ質疑はなしということで、討論は。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で税務課

は終わりということで。それでは一旦休憩いたしまして、2時15分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

午後2時3分休憩

---

---

午後2時15分再開

---

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。審査内容10番の議案第125号山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について執行部の説明をよろしくお願いいたします。

和西社会教育課長 社会教育課和西です。よろしくお願いいたします。議案125号は、山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定であります。今日お配りした資料の2ページ、3ページを御覧になってください。設置箇所ですが、南支所側の建物外のところに設置することになりまして、その関係上、2階の現在、団体企画室となっているところを、エレベーター設置に伴い通路として利用することになりましたので、今回、団体企画室を廃止する条例を上程することになりました。なお、団体企画室の利用状況ですが、近年この部屋を借りて会議等を行う団体はおらず、年間利用はない状態であります。それでは1ページを御覧ください。エレベーター設置事業について概要を御説明します。黒四角の3番目になりますが、予算額4,598万1,000円に対して入札を行ったところ、総工費4,084万7,760円となりました。内訳は、実施設計、地質調査業務委託料につきましては、593万1,360円。工事に関しては、三つの工程がありまして、それぞれ分けて入札を行ったところ、建設設備工事1,809万円、電気設備工事397万4,400円、エレベーター工事1,285万2,000円となっております。設置するエレベーターの仕様ですが、黒四角の下から2番目になりますが、手すりの設置や制御装置が両サイドに配置されるなど高齢者、障害者が安全に、かつ、円滑に利用できるように配慮された山口県福祉のまちづくり条例に対応したものを採用しています。乗車定員は11名、大きな行事等でも大勢の移動に対応できる規格となっております。最後に黒四角の一番下ですが、工事期間に

ついてです。2月末までを予定しております。工事完成後、完成検査を2週間以内に行い、検査終了後供用開始を予定しております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を受けます。

河崎平男委員 この公民館条例の一部改正についてですね、団体企画室がなくなるということで、補助事業で建てられた公民館に関するもので、目的外使用というか、届出は国のほうに必要ではないかと考えますがいかがですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 臼井でございます。よろしく申し上げます。県の社文課に問い合わせた結果、届出の必要はないという回答を得ております。以上です。

岡山明委員 これ2階にエレベーターを作るということで、見たら、第2研修室、大きいのあると思うんですが、この使用頻度というのは、エレベーターが必要ということで、設置の必要が出たということで、使用頻度ちゅうたらおかしいんですけど、それは状況はどうですかね。年間の。

和西社会教育課長 今のところなんですが、年間を通じて利用については、増減は多少あるんですが、大体、毎年毎年決まってる行事について利用者を見積もったところ、約2,800の方が利用されているという数字を持っておるところです。

岡山明委員 じゃ2,800人ということで、その1回に使われる利用者の、私がちょっと問題になってるのは、エレベーター自体が11人も乗れるような大きい、ちょっと私商工センターとかよく使うんですけど、そこでもこんな11人も入れるようなエレベーターはなかったと思うんですけど、どういう形でこの11名という大型の、なおかつ2,800名の使用。1回に200名も300名も入れるような体型じゃないと思うんですけど、その辺でこの大型のエレベーターを選択したその理由をちょっと教えていただきたいんですけど。

森重教育総務課主査 エレベーターの選定の基準なんですけれども、先ほど福祉のまちづくり条例というのがあったかと思いますが、これに伴って、まず車椅子でエレベーターに入れて、車椅子が回転できる内乗り寸法になります。そうすると必然的におのずとメーカーの11人乗りということで決まってきます。通常公共施設で使うエレベーターであれば、11人乗りが一番小さいというか標準的な仕様になります。

笹木慶之委員 これも本会議で質問が出たかと思うんですが、このたび赤崎公民館のエレベーター設置ということなんですけれども、他の館の設置の予定といたしますか、今後の方向性ですね、エレベーター設置の、をお聞かせください。

和西社会教育課長 昨日本会議のほうでも、その御質問をいただいたところですが、社会教育課といたしましては、赤崎、出合、厚陽、この三つの公民館が対象にというふうに考えておまして、出合と厚陽につきましては、旧耐震ということで、耐震化基準を満たしていない状況にあります。エレベーター工事を行うとなると、ここをまずクリアしていかなくちゃいけないということがありましたので、赤崎をこのたび予算化させていただいたというところがあります。今後につきましては、耐震化の工事の状況とともに考えていかなくちゃいけないことというふうに思っておるところです。

笹木慶之委員 そこで今の耐震の問題ですけどね、それについてはどういうスケジュールでしょうか。と言いますのが、それが最初のネックになるということになればですね、当然それをクリアしてからということで、なると思いますので、それと抱き合わせの計画になろうと思いますが、どうでしょうかね。

和西社会教育課長 耐震化の問題につきましては、教育委員会の施設に限らず、古い、旧耐震のものもありますので、その辺りを含めて全庁的に対応をすべき問題かとは思いますが。教育委員会といたしましても、耐震化の必要性というのは感じておりますので、今後庁内協議というか、そのような場でもしっかりお伝えし、

実現ができるように努力してまいりたいと思っておるところです。

笹木慶之委員 今の一連の説明では、なかなかね、理解しにくい問題。これ説明されておって、余りおもしろくないなというふうに思われると思いますけどね。赤崎にしたことは、ひとつもいけないことじゃないんです。それはいいと思うんですが、他の計画はどうですかと聞いたときに、出合と厚陽が必要ですよと言われながらも、その手前の問題がクリアされてないということになれば、おのずとその次の段階に行けないということですから、これは今日それ以上は聞いても無理かと思いますが、耐震性の問題と合わせてですね、やっぱりできるだけ早い時期にその計画をきちっとされたほうがいいと思います。その点を申し上げておきます。

河野朋子委員長 意見ということでいいですかね。ほかに。

中島好人副委員長 エレベーター設置に至った理由についてお尋ねしたいというふうに思います。

和西社会教育課長 教育委員会といたしましては、毎年のように、この3館、埴生と厚狭につきましては、厚狭はもう建ちましたし、埴生のも計画が始まりましたので、数年前からこの5館を含めて要求をし続けておったところです。また地域団体の方、それから団体、自治連始め市長と語る会ですかね、そこでも毎年のように要望されておりましたので、教育委員会といたしましては、予算要求をし続けたところ、今年度予算化に至ったという経緯でございます。

中島好人副委員長 かなり高額なんですけど、これにおける国、県からの補助金とかそういう財政内訳ちゅうのはあるんですか。全部単市ですか。

和西社会教育課長 詳しくはなかなかちょっと言いづらんですが、補助金がないというのは聞いております。それから起債を充てるということは財政のほうから確認をしておるところです。(発言する者あり)補足ですが、一般起債で75%充当というのを聞いておるところです。

中島好人副委員長 福祉のまちづくり条例に基づいてのエレベーター設置も含まれるとするならばですね、公民館は社会教育の中で進められていくわけで、比較的元気なちゅうか、社会活動ちゅうか、そういうことの目的でありますけど。福祉会館というのは、お年寄りの人々のための施設というふうになるわけですね。ですから一般的に考えるとですね、どこに先に設置をしていくかというふうに考えればですね、当然この市の施策としてその方向とすればですね、福祉会館にまず設置をするということなんですけども、その辺のですね、教育委員会は教育委員会で、そのエリアでこう要求するんだと。福祉会館は、福祉のほうで要求するんだと。それぞれがですね、ばらばらに要求してきたのか、それとも全体的にね、当市の位置付けとして、いや、このたびは公民館に優先するんだという形で、ここが決まったのかどうかという点では、どのようなほうで設置に決まったのかという点についてお尋ねしたいというふうに思います。

河野朋子委員長 それ以上何かほかのところとの協議があったのかどうかという確認をちょっとさせてもらうぐらいしかできないと思うんですけど、その辺ちょっと確認ですけどいかがですか。

和西社会教育課長 繰り返しになりますが、我々は予算を要求して、査定が下りて、予算化されたというところまでしか存じておりませんので、これ以上の答弁はできないかと思えます。

河野朋子委員長 結局、利用者の市民からしたら本会議場であったように、利用する市民からしたら、公民館とか福祉会館とか市民館とかっていった、そういった感覚は一切なくて、利用する側からしたら一番ここが利用者として、欲しいと思ってるところが、本当に一番になってるのかどうかという疑問があるので、そういった質問をされてると思うので、それを教育委員会に聞くこと自体ちょっと、多分質問が、答えていただけないようになると思うんですけど、その辺についての疑問がかなり今回本会議場であったと思うんですけど、その辺について何かまだあるようでしたら教育委員会に聞くにはちょっと難しいし、更にその上のそういっ



たことを調整したり、配分したりする部署に聞くべきだと思うんですけど、その辺どうですか。必要性があればそうしますが。

大井淳一郎委員 この問題については、今回の公民館の予算は、当初予算で既にありますので、こういった設置の是非とかについては、その予算委員会でやられるべき問題だったと思います。福祉会館とか市民館は、当然私もそちらも利用しますけど、そういったところもね、人数があるのは当然あります。そういったものについては、それぞれ所管事務調査あるいは、一般質問等でね、しかるべき担当に向かって要望があるよということは、言っていくべきものだと思います。以上です。

河野朋子委員長 そういった意見が出ておりますが、どうでしょうか。

中島好人副委員長 私はやっぱりね、行政の在り方をですね、真剣に考えていかなきゃ、それで自分たちのところだけが実現すればいいというふうな判断ではなくてね、これは要望になりますけどもね、やっぱりその辺関わって、全体的なね、当市の在り方としてどうなのかというところもね、やっぱり僕は投げ掛けていく必要があると思う。やはり市民の税金を使っていく以上はですね、市民のその活用がね、どこがいいのかという点でもね、やっぱり市民合意が得られる方向で、じゃけこの縦割り行政じゃなくてね、やっぱり横の各部署の連絡を持ちながらですね、政策化していく必要があるというふうに思いますので、ここで教育委員会にああせい、こうせいという話はできんので、じゃけ横の連絡をやっぱりその部署、部署で、積極的に図っていただきたいというふうに要望しときたいというふうに思います。

河野朋子委員長 さっきも指摘がありましたように、予算化されたときの議論というところでそこまで深まってないという反省も議会としてもありますし、こうって具体的に出了たときにそういう声がよく出てきたというような問題もあったので、とは言えやっぱり今後の市全体のそういった利用者に対して、何を優先していくかという見方については、今言われるように、個々の担当課だけで考えるのではなくて、

ある程度そういった連携というか、調整というのをもっとしっかりしてほしいと今、意見があったということを受け止めていただければと。この議案本来のところと少しちよつとずれるんですけれども、こういった意見がありましたので、その辺はちよつと委員会の中で取り上げたいと思いました。質疑がほかにあれば受けませんが。(「なし」と呼ぶ者あり)この件についてはよろしいですか。討論があれば討論を受けませんが。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。引き続き議案第129号土地の取得について執行部の説明をお願いいたします。

古谷教育総務課長 議案説明の前にちよつと一言。このたび議案第129号が後送となり、議員の皆様方、議会関係の皆様方に御迷惑をお掛けいたしましたことをおわび申し上げます。どうも済みませんでした。それでは議案第129号について御説明いたします。これは市内の小・中学校で唯一、耐震化未了の埴生小学校の校舎を埴生中学校地内に移転改築することに伴い、学校用地を拡張する必要があるため、埴生中学校グラウンドの北側隣接地を取得することについて、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。取得する土地は6筆で、地目は田で、位置は議案の参考資料にお示しております。用地測量を実施した結果、所在地及び地籍は山陽小野田市大字埴生字北佐ノ田291番1、1、315平方メートル、同293番1、1、081平方メートル、同294番、1、309平方メートル、同295番、1、054平方メートル、同298番、1、407平方メートル、同297番、207平方メートル、地積の合計は、6、373平方メートルとなります。地積が確定し、不動産鑑定評価で1平方メートル当たり4、500円の評価となり、購入総金額は2、867万8、500円となり、平成28年11月28日に個人4名の方と、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例第3条の規定による議会の議決、及び農地法第5条による許可を停

止条件として、停止条件付土地売買契約を締結いたしました。農地法第5条による許可と議会の議決を得られましたら、今後の予定として、移転登記手続完了後、代金のお支払いとなり、その後は、本年3月議会へお示しいたしました工程にのっとり、平成29年度に拡張地造成・屋外環境整備の実施設計、平成30年度に拡張造成工事を予定しております。以上、御審議のほど、よろしく願います。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

古谷教育総務課長 補足になりますが、農転の5条の許可は、この間議会が始まる前に下りました。一言御報告いたします。

河野朋子委員長 はい、補足がありました。質疑は。

河崎平男委員 学校用地へ提供される地主に対しての税というか、の優遇措置ちゅうんは、学校用地やからあるんですよね。その辺のどのくらい控除とかあるん、控除ちゅうか税の優遇措置があるん。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 特別控除額は、5,000万円までです。特別控除されます。

大井淳一郎委員 先ほど課長のほうから、後送議案になったことの陳謝があったんですけど、遅れた理由をまず。

古谷教育総務課長 説明でも申し上げましたが、契約の完了が11月28日となりまして、その後議案の上程の手続をしまして、教育委員会の場合は、一般会計から議会の議決を経るべき議案に対する意見の聴取というのがございまして、教育委員会で異議がないかどうかを確認する必要がございまして、11月30日に臨時の教育委員会会議を開催していただきまして、そこで異議のないということをしていただきまして、遅れることとなります。もともとタイトなスケジュールでございました

が、ちょっと日程的に厳しいものがありまして、このような結果になりました。

大井淳一郎委員 もう1点ですね、この土地のほかに、肝心の複合施設が建つ土地ですね、ここが今回含まれていない理由がどこにあるんでしょうか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 議決を必要とする案件につきましては、1件当たり2,000万円以上かつ5,000平米以上のものが対象でございます、複合施設につきましては、買取を必要としている面積が2,776平米でございますので、この規定に当たらないということでございます。

大井淳一郎委員 その辺の交渉は、もうスムーズにいつているということで、理解してよろしいですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 まだ交渉の途中でございまして、所有者から明確に売るといったお答えをいただいております。

笹木慶之委員 赤線、青線があると思うんですよ。赤字道、水路ね。これはどうされるんでしょうか。

古谷教育総務課長 セットバックといいますか、ちょっと敷地を下げた付替えをします。赤字と青字。

笹木慶之委員 ただね、中を見るとBとCの間に、赤字道があるんじゃないですか。B、C、Dの間に。

尾山教育部長 おっしゃるとおりBとCの間、DとCの間、EとDの間、EとFの間、ちょっと隙間を空けております。ここが青線、赤線でございます。これをですね、Cの上、あるいはEの上に付け替えるということでございまして、ただ敷地的には、このCとEの敷地内の端ですね、上辺に付け替えるということになります。

笹木慶之委員 それでそうなるよね、例えばEのところ、Eの上に赤線がありますよね、これ赤線でしょう。青線ですか。水路ですか、これは。のりの上にあるじゃないですか。とすればね、今外周に置くということでしたから、確認なんですけど、この赤線に加えてその分を広くするということですか、その部分だけ。普通はそうですね。要は、機能確保なのか、用途拡大なのかちゅうことです。

森重教育総務課主査 今、全体の、今度テニスコートになるんですけども、そこの一番北側のところに3メートル、今基本設計で考えております。この3メートルというのは、今から実施設計に入るんですけども、通常軽トラが1台通って1,800とか、2メートルとか、それぐらいの寸法になってくるかと思います。で、後は水路が必要でございますので、水路幅がこれもまた雨量の計算等ございまして、60センチから1メートル。今基本設計の配置図では、一応3メートル、セットバックを今、計画しております。で、議員さん今御指摘の右の上のほうかかと思います。これ現状赤が少しあるかと思いますが、この赤も含めて、3メートル、セットバックということで御理解いただければと思います。以上です。

笹木慶之委員 私がなぜ聞いたかと言いますとね、こういうケースでやると、よく後からトラブルが起こってくるんですよ。だから手前でクリアしておかないと。この買収したところはいいんですが、隣接地のほうとのトラブルが起こって、事業がなかなか難しくなるということが想定できますので、当然合わせてそのことをしっかり入れておかないとですね、ということを思ったから言ったわけです。大丈夫ですね。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 法定外公共物の用途の付替えにつきましては、先ほど笹木委員さんがおっしゃったように、機能面で判断いたします。これの所管課は管財課でございます。その管財課に申出をする際にはですね、利害関係者の同意を求められますので、それを書面で提出いたします。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

森重教育総務課主査 補足でございますけれども、地域の方に周知ということがありま

したけれども、埴生地区公共施設建設委員会で説明もしております。配置図の説明をですね。その中で購入地の北側につきましては、道路を機能的に今ある赤線と同様の機能を有するものを整備しますということで、市民の方には説明しております。以上です。

岡山明委員 一応土地の評価、不動産鑑定の評価をいただいて、この平米で4,500で。これ一坪にすると1万4,800、1万5,000弱ぐらいなんですけど。大体これ相場として、地域の田んぼの相場としては、大体こんなものなんですか。今後複合施設も入ってくるんでしょうから。同じような価格でいただけるのかなと、こう思うとるんですけど、その辺はどうですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 学校用地として取得する際の土地とですね、複合施設とでは立地条件がまるで違いますので、実際は金額が大きな開きが出ます。純粋な宅地ですね、見込み地の評価としましては、地価公示にはそれがなくて、県が発表する地価調査に1点ほどあったかと思えますけど、やっぱり四千八百、九百円程度の評価が出てます。山陽小野田市内では、松角でしたかね、小野田の松角が地価調査の対象になっておろうかと思えますけど。

河野朋子委員長 価格についてはいいですかね。ほかに質疑は。「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。じゃ質疑を打ち切りまして、討論は。「なし」と呼ぶ者あり)はい、討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして議案第130号山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について執行部の説明をお願いいたします。

和西社会教育課長 議案第130号は、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定についてであります。これは、公の施設である山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理について、指定管理期間が平成29年3月末をもって満了となるため、次の管理者について、管理者を募集したところ、現在の管理者富士商株式会社、1者のみの応募があり、指定管理者選定委員会において、審査した結果、引き続き同社が候補者として決定しましたので、このことについて議会の議決を求めるものです。なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成31年3月末までの2か年です。選定委員会は、11月18日に開催いたしました。市から部長3名、公募委員3名の計6名から構成される委員で審査いたしました。選定委員会では同社から事前に提出のありました事業計画書、同社の定款、財務諸表を基に、20分程度のプレゼンテーションを受け、質疑応答の後、各委員が審査した結果、50点満点で36.5点の評価となり、基準点の25点を上回ったため、管理候補者として決定いたしました。審査会では、観光の観点からの館の在り方や集客増に結び付けるPRの工夫などについて質問がありました。今回指定期間を3年から2年としております。これは開館後15年が経過し、浴室のボイラー、給湯システム、空調設備に大掛かりな改修が必要なため、3年後の平成31年度に改修を想定し、2年といたしておるところです。資料の5ページに利用者と収入の推移、指定管理料の比較を掲載しております。指定管理料の比較2について、御説明します。指定管理料は、前回26年度から28年度までの2,523万9,000円。これは税抜きですが、その価格が2,706万5,000円となりました。182万7,000円の増額をしております。増減理由につきましては、収入についてレストランの売上げが減っていること。支出につきましては、管理費、売上原価が減少したものの配置人員を増にすることによる人件費の増などを見込み、収入支出の差引きをした結果、182万7,000円の増となりました。以上御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 資料がたくさんあって、ちょっと今なかなか見にくいんですけども、今説明の中で、質疑があれば受けます。

大井淳一郎委員 1者ということで、この業者が適正かどうかということで、プレゼンを受けたということなんですが、基準点ですね、50点満点中25点ということで、この基準点の定めが適正なのかどうかというのは、少しお伺いしたいんですけれども。大体大学の単位でも6割ぐらい取らにゃいけないので、25というのは、どういった根拠ですか。

佐貫企画課行革推進係長 企画課で指定管理を担当している佐貫と申します。よろしく申し上げます。今、企画課のほうでは、指定管理をするに当たって、指定管理者制度事務マニュアルというのを定めています。そちらのほうで審査基準等設けてまして、そちらのほうで配点についても定めているところです。

大井淳一郎委員 当然そうでしょうけど、この25点半分ですよ。ほかのこの案に限らず、ほかの案も恐らく半分程度の点数さえ満たせばいいということなんですけれども、これが本来の指定管理の意図に合うのか。要は民間活力を促そうというのが趣旨でしょうから。ちょっとその辺は検討はされたことはないですかね。25点ということは、この場合ね。

河野朋子委員長 合格基準の根拠とかそういったことはどう考えたらいいかっていう質問なので、当然そういうことでしょう。(発言する者あり)その辺何か根拠が。

佐貫企画課行革改推進係長 ちょっと25点にした根拠というのを私のほうで把握しておりませんが、これまで指定管理者制度マニュアルを定めていくのに当たって、何度か改正をしてきましたが、一応この分についてはこのまま25点というところで、変更しておらず適正なのかなというふうに考えております。

大井淳一郎委員 今日明日でどうこうということではありませんので、今後ですね、この基準点の定め方も少し検討していただきたいと思います。もう1点はですね、1番から6番までの項目で大きく分けてそれぞれの審査員が審査されてるんですが、少し気になるのは5番の施設の管理運営に係る経費の内容について8点満点。見たら2点が多いですね。8点満点の2点ですからね。ちょっとここだけ見



るとよくないというか、どうしてこのようなことになっているのか、客観的なね、このA3のところ、収支計画の妥当性、指定管理料それから経費削減策の実現性なんです、どういったところが低かったんですかね。答えられる範囲で教えてください。

和西社会教育課長 私審査員ではないので、その審査員の方々が個別に点を付けたことについての確認はとっておらないのですが、実は委員さんの御指摘のとおり、私もそこが意外でして、なぜかと申しますとお配りしたたくさんの資料の一番頭に付けております指定管理者評価表とあります。これはモニタリングということで、毎年担当課が、指定管理者がどのような運営形態をしているかということで、評価をするところなんです、御覧になっても分かるとおりにほぼ満点の状況で、原課、社会教育課としては、判断しておるところですので、今委員さんの指摘については、実は私も終わったときに、どうしてなんだろうというふうに感じた次第ですが、そのどうしてなんだろうというのを個別の方々にはお伺いしてないというのが実情です。

大井淳一郎委員 既に審査を終わってますし、審査員の人と一緒に、あんた何点付けたとか、どこが悪かったって聞けないのは当然でしょうから、この辺は課長も把握しておられるので、この点今後のモニタリングも含めて、できてはいる部分もね、庁内の審査員もいますので、その限りでもちょっと分析をされてください。よろしくをお願いします。

河野朋子委員長 これ今後のということですね。ほかに何か。

岡山明委員 本文にこの130号の説明の中に入ってるんですけど、今まで指定期間が3年と。これを今回2年にしてるんですけど、この理由というんですかね。その明確な理由をちょっとお聞きしたいんですけど。(発言する者あり)もうちょっといいですか。そうしたら。130号の議案の分には、工事をやるということであるんですけど、その工事をやるというのに、普通常識的に考えたときに、そういう工事をどこそこですと。それに関してボイラー、給水システムと、そういう形の具合が

悪いと、不具合が出てくるような箇所を見つけるのは、指定管理者と。そういう方が30年で終了するということがおかしいと。私は3年間やったほうが、そういう不具合を、場所を見つけて31年の次のときに、大掛かりな工事をするときに、ここに不具合があるんだから、そのままこの工事をやってくれというのが、そういう形で私は3年間継続したほうがかえって普通の考え方として、それ常識じゃないかなと思うから、わざわざ今回2年になつとと。それは何か意味があるのかなと私は。普通の考え方いくと、そういう2年で区切ったと。どうしてもちょっと理解しがたいんですけどね。

和 西 社 会 教 育 課 長 委員さんの御指摘ももちろんでして、本来3年にすべきところではあるんですが、実はもう既にボイラー、空調で1,500万の修繕が累積で掛かっており、今後もどれだけ掛かっていくか分からない。つまり3年目を迎えることについて営業に支障が出る可能性があるのではないかというふうに、原課では判断したところなんです。通常でしたら3年ということで、4年目に開始をとということも考えられたと思うんですが、それぐらい施設についての老朽化というか、開館15年を過ぎておりますので、耐用年数を過ぎていっている物がかなりあります。その関係もありまして、今回2年というような形にさせていただいたところですよ。

岡 山 明 委 員 今の言葉の中で、閉館すると、そのボイラー、給水システムの関係上で、閉館するという、今さら交流館、ものすごい湯船に入られる方いらっしゃる、利用者が多いと、そういう状況の中で、ボイラーと給水システムの関係上で閉館するとは、私はちょっといかがなものかと思うんですけど、その辺どうなんですか、聞きたいんですけど。

和 西 社 会 教 育 課 長 実は今たくさんの方が来られて温泉を楽しんでいらっしゃるんですが、原課としてはここ数年富士商のほうから至急来てくださいとあって、ひょっとしたらというようなことも最近ちょっとありまして、つまりそれはボイラーなんですよ、風呂の循環システムのほうでボイラーが止まるともう致命的で、館を閉めなきゃいけないという状況に追い込まれると思うんです。そのような危険性をはらんでいるということで、今回2年という形にさせていただいているところですよ。

岡山明委員 今そういうメンテナンスの部分で、危機管理でいくと、あくまでもボイラーのことを優先されて、余り利用者の意見という話が聞こえなかったんですよ。そういった意味で31年までこういう、31年に大掛かりに補修すると。そういうその前に今現状として途中でトラブルが出て利用者に迷惑が掛かるような状況になってるとい話を聞いてるんだから、これは31年じゃなくて、来年でも、1年でも早くそういう修繕した形で、利用者に対しての形をとる言うたらおかしいんですけど、利用者に迷惑が掛かるという自体が、もうその時点で、もう話があるんですから、それは早期の補修という形の対応というのは必要じゃないかと思うんですがいかがですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 きらら交流館に係る設備の中では、建物に附属する設備、あるいは機械、装置そのほかに備品といったもので、それぞれの法定の耐用年数が定められております。法定の耐用年数を過ぎたら全て駄目になるというわけでもございませんので、個別の調査が必要かと思っております。耐用年数を過ぎたものは、全て取替え修繕を行うというのであれば簡単なんですけれども、そういう経費の掛け方は、ちょっとよろしくないなど。もてるものはもてる、替えなきゃいけないものは取替え修繕しなきゃいけない。オーバーホールで済むものは、オーバーホールで対応するといった調査をして、その上で計画を立て、予算要求をしなければ次の工事に入れませんので、それに要する期間が2年ぐらいいは見とかないと、1年でそれを全て洗い出すということは、非常に難しい。というのがですね、きらら交流館は、循環式の温水でございまして、男女のお風呂、男女の露天、更には調理室もございまして、それを循環システムの中で、お湯を回してます。細かく言うとそこに管があり、それぞれの箇所にはですね、何か所も実はポンプがあつて、圧送して循環させますので、大規模に修繕する際は、閉館を伴うような大規模な修繕をしないと、全体のその循環システムのオーバーホールというのは効きませんので、そのように考えております。

岡山明委員 じゃ31年までは、だましましでも、大変失礼なんですけど、営業は継続すると、そういう形でもよろしいですね。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 もちろんですね、その間に不具合が出れば修繕を行います。もし予算がなければですね、予備費を充用してでも、財政にお願いしながらですね、修繕はするんですけども、最高で法定の耐用年数が15年。今16年目に入っております、残存の耐用年数は、法定の10分の2で計算しますので、15年の物でも3年しか持たないと、今3年の1年目に入ってますから、2年間はある程度、関連法の中で計算すればですね、もつんじゃないかというふうに考えております。

大井淳一郎委員 ちょっと確認というか、整理したいんですけれども、きらら交流館は31年度に大規模改修に入ることに伴って、きらら交流館自体が全部閉館するんですか。それとも店舗と宿泊の施設だけは開けて、お風呂だけ閉めるのか。そこを確認します。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 それをですね、今から検討いたします。今ある物をですね、ただ取替え修繕するのみの改修がふさわしいのか、あるいは大規模改修に合わせて改良点、どこまでを改良していくのか、改善していくのかといったことを踏まえながら計画を立てていきたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 いずれにしてもお風呂は修繕する必要性はあると思っておりますけれども、その際の手当てというわけではないですけれども、赤崎はもちろん、本山はない、あるよね。その辺週何回しかないんで、その辺のことも含めてお風呂に入ってもらって、そういったことも少し考えてみたらいかかと思うんですが、どうですかその辺は、まだ全然検討してないとは思いますが。

和西社会教育課長 お風呂の性質が違いますので、委員さんの御意見はお伺いしておきたいというふうに思います。

中島好人副委員長 議案の資料の一番最後のところを見てるんですけども、指定管

理料が増額になってますよね。私は人件費等でね、一応上がっていくというのは、そりゃいい事だと思ってます。安けりゃいいっていうもんじゃないというふうには思ってますけども、中にはレストラン等の売上げ減に基づいてちゅうかね、その辺も考慮しての、それも含んでの指定管理料の引上げというふうに判断していいのか、その辺についてどういうふうになってるのかお尋ねしたいというふうに思います。

和西社会教育課長 先ほど御説明をさせていただきましたが、指定管理料というのは、掛かる経費とそれから収入との差引きが指定管理料になるということです。まず入るほうにつきまして収入なんですけれど、レストランの売上げが前回なんです、4,440万円を見込んでおったんですが、27年度実績で3,800万円に落ちております。これがとても今回の指定管理料をはじく上での大きな変動の要因になったこととは思います。これにつきましては指定管理者ともかなり話しております。入館者数が増えている中で、レストランの収入が落ちているということについては、指定管理者のほうも、これを何とかしなきゃいけないという思いがあるようで、今回館長さんが代わられまして、未来館の館長さん、元シェフの方なので、是非ちょっとレストランにてこ入れしたいという思いを持ってらっしゃいます。具体的には季節料理をメニューにしたり、それからオペレーションですね。オペレーションの工夫もしていきたいというふうなことも考えていらっしゃいますので、来年度以降は改善が見られるかもしれませんが、今回指定管理料をはじくに当たっては、この実績からいって、この金額で入りのほうは見なきゃいけないかなというふうに感じた次第です。出につきましては、人件費に増ということでおるところです。これにつきましては、指定管理者のほうで、配置人数ですね、レストランそれから交流館の事務、売店を含めた配置人数のほうの要望がありまして、現在こちらのほうで人件費として充てがっている人数よりも2名増を希望されてきました。この2名増分がそのまま120万円の増というわけではありませんが、それが大きな要因で今回人件費の増としておるところです。以上です。

中島好人副委員長 だから先ほど言いましたように、やっぱり人件費でね、増えて、それとか賃金も上げていくという方向についてはね、一定のそれは必要だろうとい

うふうには思うんですけれども、研修にしても、宿泊にしても、大浴場にしてもですね、入館者でも前年度と比べて増えてるんですよ。だからレストラン経営の営業能力というか、そういうところまでね、ある意味じゃ、何ちゅうかな指定料で上げてみていくというふうな営業努力ちゅうかね、やっぱりその辺のところも考えていく必要があるんじゃないかなと思ったんですけども、差引き足りない分を出すというふうな方式じゃない方法はないものかというふうに思うんですけども、今のところどういうふうに考えてるかお尋ねしたい。

和 西 社 会 教 育 課 長 レストランにつきまして3,888万円ということで、こちらの市のほうは、入りの見込みをみております。この金額につきましては、指定管理者のほうからも今回幾らという見込みが出てきております。このレストランの入りの見込みにつきましても指定管理者のほうが出してきたこの見込みというのを最大限に尊重してございまして、市のラインをお願いしますということで、こちらからこのラインしか駄目ですよと言ったわけではなくて、指定管理者との協議をする上で、あちらが出してきた数字を見ております。それは言い換えれば、指定管理者の思いというか、そちらは十分に酌んだ上で、今回指定管理料を算出したというふうに考えておるところです。

大 井 淳 一 朗 委 員 ところがですね、先ほど私が審査の集計で5番で経費の内容について、点がみんな低いねと話をしたんですけども、今指定管理料の2年間の提示額は、71ページにありますね、指定管理料の提案額というのが、2年間で5,652万7,048円となっております。ただ仕様書の基準額に見ますと、5,047万7,190円ということで、47ページを見ていただきますと、この市の仕様書の基準額を超え、同額であればゼロ点、それ以下であれば1点、2点、3点。その基準を超えればマイナス1、マイナス2、マイナス3となるんですよ。ちょっと正確で、不正確なところもあるかもしれませんが、これからいくとマイナス2になるので、大体4点ぐらい取っちゃうのが、全部2点になっちゃうというのが、このどうもさっきのを見たら言えるかなと思うんですよ。何が言いたいかと言うと先ほど中島委員が言われるように、指定管理というのは決して経費削減のための政策ではないと。民間の活力をやって、市民サービスを向上させることにあるんだとすれば

ですね、この仕様書の基準額自体が正当なのか、ここをしっかりと見ないとですね、別に何でもかんでもお金を、指定管理料を増やさないという意味で言うのではなくて、そもそもこの仕様書の基準額に問題はないのか、その点に立ち返っていかないと、この経費の部分が本当に、何かあたかも指定管理者が経費を余り重視してないように見えるんでね。ちょっとそこはいかがですか。

和西社会教育課長 きらら交流館の指定管理を審査するに当たってなんですが、よその指定管理と違いまして、仕様書の中で、基準額という設定をさせていただいておるところです。本来でしたら上限額というのを市が持ちまして、その金額での提案を行っていただくところなんですが、交流館につきましては変動要素もありまして、応募業者からの実際幾ら必要という辺りを頂かないと、こちらとしても上限額を設定しづらいというのがありまして、基準額という表現をさせていただいているところなんです。ページでいきますと、仕様書の・・・お手元資料の11ページなんですが、この基準額という設定が現管理料設定しておるところです。その現管理料を基にして今回富士商のほうから提案のあった金額が、かなりオーバーしておりまして、それのかい離額の度合いにおきまして、審査の基準がマイナス2点というふうになっておるところです。実際富士商から提案があった金額が、2,826万4,000円でありました。今回教育委員会というか、今回債務負担行為でお諮りする金額としては、2,706万5,000円にして、差引きで120万円の開きがあります。先ほどレストランにつきましては、提案する中で、富士商側の金額をとったんですが、食い違いが生じたのがやはり人件費でありまして、向こうとしましては、人件費としてももう少し欲しい部分があったのですが、市としてはやはりそこでは出せないところがありまして、その辺りは指定管理者とも今からも協議はしてまいります、今のところこの上限額2,706万5,000円ということで、落ち着かせていきたいというふうに考えておるところです。

笹木慶之委員 2番で29年を数字を捉えた場合にですね、指定管理料が2,706万5,000円。そしてトータルが1億2,365万7,000ということですが、さっきレストランの売上げが3,888万という見方をされてますよね。ところが実際は4,968万ですよね。29年の中はね。なってますよね、数字が。もしこれがこの金額にいか

なかった場合には、赤字になりますよね。赤字は誰が負担するんですか。

和西社会教育課長 指定管理者のほうの負担になると思います。

笹木慶之委員 はい、分かりました。指定管理料というのは、その営業リスクも負ってるといいますから。営業努力を最大限するというのが前提なんですね。だから市は指定管理料の中で、全てやってもらうということであって、それ以上の負担はないと。いわゆるプラマイゼロであるということですよ。だからそのことを前提に指定管理料が定まっておるといいますね。はい、分かりました。

河野朋子委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり) 質疑を打ち切り、討論はありますか。  
「なし」と呼ぶ者あり) 討論はなしということで、本議案について採決を行います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は、可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。ちょっと休憩します。

---

午後3時17分休憩

---

---

午後3時26分再開

---

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。次に所管事務調査ということで、埴生地区公共施設の建設委員会の報告を教育委員会のほうからお願いいたします。

古谷教育総務課長 教育総務課古谷が報告いたします。埴生地区公共施設建設委員会についてでございます。11月24日木曜日19時から埴生公民館で第5回埴生地区公共施設建設委員会が出席委員23名、欠席委員3名で開催されま



した。建設委員会の報告はお手元に配付しております資料・委員会次第の順番で御説明いたします。1の委員長あいさつの後、2、議事について、議事に入る前に事務局が、これまでの基本設計での予算と概算の工事費の比較を説明しました。小中学校につきましては、造成・拡張工事費が6,000万円オーバー、児童棟は2,000万円の余裕、生徒棟は2,000万円のオーバー、屋外環境整備2,000万円オーバー、プール2,000万円オーバー、予算14億1,000万円に対して、15億1,000万となり1億円のオーバーとなっております。複合施設については予算6億円で予算内に収まっていることを説明しました。それでは、議事(1)学校施設の平面、立面・断面計画の決定についてですが、お手元資料に基づいて説明させていただきます。初めに埴生小・中学校の基本設計についてですが、資料「埴生小・中学校整備事業に係る基本設計業務(案)計画説明書(建築計画)」の4ページ配置計画ですが、設計事務所・事務局が第4回建設委員会での内容と変更した点を説明いたしました。変更点は、配置図左側のプールですが、小学校用プールの設置計画を取りやめております。小学校低学年用の浅いプールを計画しておりましたが、既設プールの底を部分的にかさ上げし、転落防止の柵を設けることで対応するように計画変更をしました。プール南側の駐車場西にある倉庫は解体撤去の予定でしたが、まだ使用できるのでそのまま利用することとなりました。交流広場のシンボルツリーは、当初の計画では1本でしたが、サブグラウンドのそばになりますがもう1本残すことに変更しております。また、サブグラウンド東側のトイレ、部室、倉庫、器具庫は並びを反転させています。今回の図面ではトイレが北側にありますが、前回の図面ではトイレは南側に配置されておりました。その他に大きな変更点はありません。次に6ページをお開きください。1階平面図ですが、前回との変更点は、児童棟西側の特別支援教室です。前回ここには普通教室半分に特別支援教室ともう半分に地域連携室を配置しておりました。その後、学校と協議する中で、特別支援で肢体不自由児を受け入れる場合、1階で保健室が近くにあったほうがよいこと、また、教室にシャワーなどを設置する必要があることなどを考慮すると、普通教室の半分では施設面での制約があり、普通教室一教室は必要であるとして、児童棟2階にありました特別支援教室を1階に入れ替えております。現在、肢体不自由児の受入れはありませんが、将来、受け入れる場合を考え

変更をしております。図書室も変更点があります。大階段下にありました畳コーナー、読み聞かせコーナーを取りやめ、閲覧用の机を6台から8台へ増やし48名が着座できるようにしております、これで50名程度が集まれるスペースが確保できたこととなります。以上変更点について、設計事務所、事務局から説明がありました。これらの説明に対しまして委員さんからの主な質疑としまして、まず予算が1億円オーバーするのは、予算の組み方が間違っているのではないかと。これに対しまして、造成工事費が6,000万円オーバーしている、購入土の価格が大幅に変わった、近隣の業者が真砂の販売をやめている。また、プールの調査が十分できていなかった。児童棟自体は大きな変動はない。続きまして、児童棟は木材を使用していないのではないかとという質問に対しまして、腰壁の部分等に天然木材、県産材をできる限り使用したい。また質問としまして、前回の教室レイアウト、特に特別教室のレイアウトは理科室を並べて配置して小学生が生徒棟の理科室へ来る際、普通教室の前を通らないように配慮されていたが、今回は元のレイアウトに戻っている、説明もなかった、どういう理由で元に戻ったのかという質問に対しまして、特別教室は給排水など設備工事がかさみ、普通教室を特別教室に変更する計画は、予算が不足するので元に戻す結果となった。また中学3年生の普通教室と会議室を入れ替えてはどうかという質問ですが、3階だと日が入るが、2階だと日が入らない。渡り廊下の壁に遮られてしまう。また造成工事で盛土をするのに、そのように金額が上がるのか。購入価格が3倍になる。金額がかなり上がっている。地域支援室が1階から2階に上がっているが大丈夫かという質問に対しまして、1階がいいのであれば、中学校のほうで受け入れますという回答を得ています。以上が小中学校整備事業に係る委員会での主な質疑でございました。続きまして(2)複合施設の平面計画、立面・断面計画の決定についての説明に入らせていただきます。設計事務所からの説明ですが、お手元資料の埴生地区複合施設事業に係る基本設計業務(案)計画説明書(建築計画概要)の3ページをお開きください。左下に示してある図ですが、国道側の進入口から交流広場までの傾斜を示した図面です。前回の建設委員会で高齢者が複合施設を利用するのに勾配がきついという指摘に対して、現状の勾配は12分の1となっており、バリアフリー法的に支障はありませんが、国道側入口から複合施設進入口までの通路を削り、勾配を15分

の1と勾配を緩くしますが、そこから交流広場までは10分の1の勾配となり若干きつくなりますが、複合施設を利用される高齢者に緩やかな勾配として、小学生・中学生には若干きつくなった勾配を通過してもらうことになります。次に、5ページをお開きください。前回からの変更点についての説明です。多目的室ですが、複合施設全体で倉庫が少ないとの指摘に対して、ステージ裏の控室をつなぐ通路を広くし、収納棚を設置しております。ステージの奥行きが欲しいとの要望に対しては、ステージの奥行きを4メートルから5メートルとしています。多目的室の収容人数は、通常の式典などでパイプ椅子を並べて272人が座れる広さとなっています。また、ピアノが点線になっていますが、使用しないときは控室にしまえるように、控室の扉を片開きから両開きへと変更しております。続きまして、左下の公民館事務室と展示ギャラリーを入れ替えて、玄関のすぐ隣を展示ギャラリーとし、その奥を公民館事務室としております。そして国道のすぐ側に複合施設があるため南側の建具は2重サッシとして騒音対策をする計画としております。調理室は前回、調理台6台設置の計画でしたが、収納棚などを設置した場合、調理台6台では取回しに余裕がないので、大きめの調理台4台に変更しております。以上が前回との変更点の説明の概略です。委員さんからの質疑としまして、交流広場と駐輪場の高低差は幾らか、生徒の駐輪場は勾配があるままなのかということに対しまして、交流広場と駐輪場の高低差は目に見えるほどきつい勾配ではない、基本的にフラット。複合施設建設予定地に現在、軽トラが入るスロープがあるが、お年寄りや車椅子が利用できるスロープを作ってもらえないか。回答といたしましては、1.7メートルの高低差があり、バリアフリー法でかなりの距離のスロープとなり、現在計画している15分の1の通路を利用したほうが楽。入口に屋根は付くか。差掛けがついておりますと。玄関あるいは調理室に車は寄り付けるかと。玄関へは、運用で大丈夫。調理室へは慎重な運転が必要です。これに対しまして、調理室へは、幅3メートルは欲しいなという意見もございました。また埴生公民館には、人形浄瑠璃の人形があり、保存しているもので見ていただきたいものがあるという質問に対しまして、ギャラリーに展示棚の設置を考えている。多目的室を仕切って3部屋にするのはどうなったのですかということに対しまして、収納棚を設置したこと、ステージの奥行きを取ったことで、ステージがかなり前へ出てきて、観客スペースがかなり左によってき

たので、間仕切り壁を1か所にしてもらっている。それに対しまして、3部屋が2部屋になるのは問題というかもったいないのではないかという質問がございました。それに対しまして、和室や他の部屋を利用すれば将来も運用できるという意見がありました。委員長から前回の要望で収納が足りない、ステージを広く、控室も必要という意見が多かった。それらを実現すれば今のようになるものと理解しているという発言がありました。また、他の委員から収納庫は必要である。多目的室272名も確保できており前回の要望もかなえられている。ステージ側の部屋が軽運動、後ろが会議室で利用でき、会議室の数は現在の公民館ほどあるので、使う人が困ることはないという意見が出ました。次に和室についての設計事務所からの説明があり、利用者からの意見として、廊下にスリッパ入れとスノコを置いて調理室への入退室をするのがよいという意見がありました。また他の委員から、和室からも調理室へ入れ、和室を利用しているときは廊下のスリッパ入れで履き替えて調理室へ入る二通りの動線を用意してほしいという要望がありました。以上が複合施設の協議の概要です。そして全体を通しての主な意見では、エアコンに関する意見があり、委員長から当初計画にはエアコンは入っていない。入れるには新たな計画を認めてもらう必要がある。予算の問題等内部の調整が必要になる。教育委員会では新しく建てる学校にはエアコンを付けたいという希望を持っているが、内部でも協議が整っていない。これからの協議が必要となるが、粘り強く協議する希望を持っているとの意見がありました。委員の意見としては、温暖化が続き30度を超える日が続くので、エアコンは当たり前ではないか。時代に沿った建物にするのが必要でないか。山口市、周南市が導入しているので遅れないように対応してほしい。埴生の特殊事情、山陽オートや小月航空自衛隊の訓練など、騒音があるので是非付けてほしいという意見があり、埴生の特殊事情、これからの新しい学校を造る場合には必要ということで、委員の意見が一致しました。また埴生支所長から、6時のサイレンについて各委員の考えをお聞きしたい旨の発言がありました。昔は朝、昼、夕3回鳴っていたが、夕方だけになったが、3回を復活してほしいという人もいる。時報というのであれば、夕方だけにしてほしい、今度は学校が近くにあるので日中のサイレンはやめてほしい。また、防災用のサイレンであれば、埴生・津布田地区全域のシステムが必要であるという意見がありました。サイレンについては

山陽のほうでもいろいろ議論になっている、また、屋外に設置するようになって  
いるが、地区で議論する必要があるとされました。また委員から地震に対する意  
見として、菊川断層が延び、この辺りの揺れも震度6となると思われるが、地震  
対策は大丈夫かの問いに、設計事務所からは、建物本体の構造体が崩壊す  
ることはない。言われているのは、構造体は大丈夫だが、天井につるされている  
ものに対する対策が必要である。非構造部材についても配慮して設計をする。  
建物が壊れることはないとの回答でした。そのほか移設する記念碑等や、トロフ  
イー、優勝旗、写真などについて意見が聴取されました。また事務局から交流  
広場の床の仕上げの要望について、委員から人工芝、芝、インターロッキング  
等の要望、またメンテナンスのことを考えてほしいという意見が出されました。以  
上第5回埴生地区公共施設建設委員会の概略です。御報告を終わらせて  
いただきます。

河野朋子委員長 丁寧な説明ありがとうございました。これについては特に説明を受け  
るということによろしいですか。またそれぞれで熟読して、特に何かあればあれで  
すけどいいですか。説明を受けたということで、また何かあれば委員会としてやり  
ますので。ありがとうございました。委員会を休憩いたします。

---

午後3時45分休憩

---

---

午後4時10分再開

---

河野朋子委員長 委員会を再開いたします。議案第111号山陽小野田市住民投票  
条例の一部を改正する条例の制定について審査の途中となっておりますが、  
それを再開したいと思います。この件については、午前中から市長に再三出  
席を求めておりましたが、どうしてもその辺りがかなわないということで、担  
当課のほうで答弁をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。問題に  
なっておりますのが今回の提案に至った前の経過ですけれども、市長選挙と  
住民投票を同日に実施しましたよね、4年近く前ですけれども、そのときの経験  
を踏まえて提案されたということですが、それをどのように検証したのかとか、そ

のことについてどのように捉えているのかということが聞きたかったわけですが、市長がおられませんので、答弁をお願いしたいんですが、その辺りについてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

今本総務部長 今回の条例改正の発端と申しますか、今年の3月議会の議員さんの質問を端に発したというのはおかしいですが、それをきっかけにいろいろ経過がありまして、今回の条例改正の提案という形になりましたので、3月議会の市長との答弁とかですね、そういったそれ以降の経過について担当事務局のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

岩本総務部次長兼総務課長 それでは今回の住民投票条例の一部改正につきましては、3月議会での議会内でのやり取りが発端となっておりますので、少し説明させていただきたいと思っております。3月議会におきまして、公職選挙法、これは要は選挙権年齢が18歳以上に改正されたことに伴う改正がございまして、そこで議案説明させていただいたところでございまして、その提案後の質疑におきまして、議員から質問がございました。まず最初にありましたのは、そのまま申し上げますと、先の市長選挙と同時に行われた住民投票に関して投票に行かないという動きがあったことについて、民主主義の問題という認識に変わりはないかという議員の質問に対しまして、市長はそのとおりと答弁されております。しいまして市長は、投票に行かないというこの動きについては、民主主義の問題であるということをはっきりと明言されてます。次に議員から選挙は正規に行きましようと呼び掛けるということで、投票率を上げようとしているが、住民投票については、反対側からすると選挙に行かないようにしようとする主張もあり得る。これは50%が成立要件となっておりますから、これは成立させない動きがあり得るということを申されております。そうすると住民投票の投票率が下がるし、市長選も合わせて投票率の低下を来たすようなことになり、矛盾があるということをお聞きかといった議員の趣旨の質問に対しまして、市長は前回の痛い経験からいろいろ考えてみまして、今議員のおっしゃるとおりで、やはり原則として、分離して別々に実施すべきだと。そのほうが好ましいじゃないかというふうに考えるようになりましたと答弁されております。この今市長が申しました痛い経験という言葉に

は、当然同時実施したことについての反省が含まれているというふうに考えてよいと思っております。これを受けまして同じ3月議会の委員会で副委員長から市長答弁を受けて、どう考えるのかという質問に対しまして、当時の部長が今後その市長答弁を受けて改正について、見直しに入りますという答弁をしたところでございます。その後の経過につきまして、また補足説明をさせていただきます。

野村総務課法制係長 その後につきましては、今年の3月議会の市長の発言を受けまして、市長が原則として、分離して別々に実施すべきだというような発言をされましたので、市長のほうに最終的な意思確認のほう起案という形でしております。そのときに市長のほうは、この気持ちには変わりはないというような形で決裁のほうをいただきましたので、実際の条例の改正の事務に入らせていただいて、このたびの提案という形へつながっております。以上です。

河野朋子委員長 その辺りの経過について少し詳しく説明をしていただきましたので、それを踏まえて改めて質疑があれば質疑を受けますが、どうですか。よろしいですか。その辺りを早い時期に説明を頂ければよかったかなとは思いますが、今頂きましたので、そういうことでよろしいですか。

笹木慶之委員 大変長い審議になったわけですが、この提案説明の中だけでは、やはり理解しがたい問題があったわけですね。午前中にはさきの本会議の中でのやり取りの中での答弁いわゆる反省を踏まえて、うんぬんという部分ですね。お尋ねしたのですが、ちょっと答弁がなかったものですからね。ただその点の内容について今説明がありましたので、私はある程度それは理解をできるものと評価しました。

中島好人副委員長 今、検証というか反省点等を聞いていますとですね、いわば市長と委員ちゅうかね、そういう関係の中で、条例改正が出てきたちゅうような感じを受けるんですけども、やはり大事なものは部署における集団における審議をしてですね、その審議の中で、みんなが一致してですね、提案していくちゅうか、議会に出していくちゅうか、議案として出てくる。やはりこのそういうシステムちゅう

うかね、それはこれに限らず市の運営の中で、非常に大事な点ではないかというふうに思いますので、是非できるだけね、こういった市民が関わる問題については、集団での審議を要望しておきたいというふうに思います。

河野朋子委員長 要望でいいですか。ちょっと特殊なこれは条例ですので、特に普通の条例というか、一般的な条例とは違って、市民に関わりのある条例ですので、今のようなそういった指摘も受け入れていただければと思います。ほかに何か質疑があれば。「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。質疑を打ち切ります。討論があれば討論を。

大井淳一郎委員 賛成討論なんですけれども、ただ少し述べさせていただきますと、この条例はですね、議会側からももとは提案したものであります。それを当時の住民投票の本請求の前日に出されたという特殊事情もありまして、財政状況も決して今以上に豊かではなかったということもありまして、市長が再議に踏み切られた。その当時もことを思えば、再議に踏み切られたという事情は理解できます。ただ、そのことによって得られた弊害、これを市長が真摯に受け止め、反省の下で、今回の改正に踏み切られたと理解しております。そのことを市長の言葉で本来は述べていただきたかったんですけども、この改正については、反対する理由はございませんので、今回のこれについては賛成いたします。

河野朋子委員長 ほかに討論があれば。

中島好人副委員長 冒頭市長に出席を求めて、議案のこうこうこういう理由で市長の口からですね、提案しましたということがですね、非常に私は大事だと。それが実現できなかった点については残念ではございませんけれども、議案そのものについてはですね、私たちが求めた点なんで、これに反対するものは、一つもないので賛成といたしますけれども、そうしたことを申し上げて賛成というふうにしたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)なければ討論を打ち切り、本議案に



ついて採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

(執行部退場)

河野朋子委員長 それでは次に移ります。陳情要望。理科教育整備費等補助金予算増額計上についてのお願いが出されておりますが、この件について何か特に発言があれば受けませんが。

大井淳一郎委員 このような要望書をいただきました。これにつきましては理科教育も合わせてですね、私たちの市の教育費の割合が低いという問題もあります。この点、当委員会でも当然なんです、一般会計予算決算常任委員会におかれましてもこの点も含めた教育の充実について、この点を酌んで審議に臨んでいただきたいと思えます。

河野朋子委員長 そのように対応ということでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それぞれが受け止めていくということでこの件については、終わります。次に、閉会中の継続調査事項について、少し気付きなどがあれば、追加あるいは変更があれば受けますがどうですか。この項目に何か追加するものがありますか。大体網羅してますかね。このままでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)閉会中の継続調査事項は、このように決定いたしました。それでは以上で委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午後4時25分閉会

---

平成28年(2016年)12月7日

総務文教常任委員会委員長 河野 朋子